

平成26年9月18日（木曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第4日目）

平成26年第3回松島町議会定例会会議録（第4号）

出席議員（14名）

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	片山正弘君
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	櫻井公一君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
副町長	高平功悦君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	熊谷清一君
財務課長	舘山滋君
企画調整課長兼 企画調整班長	亀井純君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長兼 高齢者支援班長	本間澄江君
産業観光課長 兼観光班長	阿部礼子君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	安部新也君
水道事業所長	櫻井一夫君
震災復興対策監	小松良一君
参事兼産業振興班長	伊藤政宏君

参事兼 まちづくり支援班長兼 震災復興対策室長	千葉繁雄君
参事兼建設班長	赤間春夫君
総務管理班長	太田雄君
教育長	小池満君
教育課長	櫻井光之君

事務局職員出席者

事務局 長 佐藤 進 主 事 阿部友希

議事日程（第4号）

平成26年9月18日（木曜日） 午前10時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 〃 第 2 議案第 91号 平成25年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 〃 第 3 議案第 92号 平成25年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 〃 第 4 議案第 93号 平成25年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 〃 第 5 議案第 94号 平成25年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 〃 第 6 議案第 95号 平成25年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 〃 第 7 議案第 96号 平成25年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について
 - 〃 第 8 議案第 97号 平成25年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について
 - 〃 第 9 議案第 98号 平成25年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 〃 第10 議案第 99号 平成25年度松島町水道事業会計決算認定について
 - 〃 第11 議案第100号 松島町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について（提案説明）
 - 〃 第12 議案第101号 松島町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について

(提案説明)

- 〓 第13 議案第102号 工事請負契約の締結について (提案説明)
 - 〓 第14 議案第103号 物品売買契約の締結について (提案説明)
 - 〓 第15 議員提案第6号 子ども子育て新制度を全ての幼い子どもの育ちを支える制度とするための意見書について (提案説明)
 - 〓 第16 議員提案第7号 「手話言語法 (仮称)」 制定を求める意見書について (提案説明)
 - 〓 第17 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成26年第3回松島町議会定例会を再開いたします。

ここで、議長からお願いがあります。

会議に入ります前に、今定例会開催中でありましたけれども、9月11日2時28分に総務課危機管理監、阿部祐一様をご逝去されました。ここで、故人のご冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。

皆様、ご起立ください。

黙禱をお願いします。

[黙禱]

○議長（櫻井公一君） お直りください。

ご着席願います。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、12番高橋利典議員、13番阿部幸夫議員を指名いたします。

日程第 2 議案第91号 平成25年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 議案第92号 平成25年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 議案第93号 平成25年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 議案第94号 平成25年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 議案第95号 平成25年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 議案第96号 平成25年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 議案第 97号 平成25年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出
決算認定について

日程第 9 議案第 98号 平成25年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認
定について

日程第10 議案第 99号 平成25年度松島町水道事業会計決算認定について

○議長（櫻井公一君） お諮りします。日程第2、議案第91号から日程第10、議案第99号までを一括議題としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

議案第91号から議案第99号については、平成25年度決算審査特別委員会に付託し、既に審査が終了しておりますので、特別委員長の審査報告を求めます。5番後藤良郎委員長、ご登壇ください。

〔決算審査特別委員会委員長 後藤良郎君 登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（後藤良郎君） おはようございます。

それでは、平成25年度決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

本委員会は9月9日に設置され、10日、11日、12日、16日、17日に審査を行いました。

審査場所は、当議場でございます。

また、9月11日には松くい虫被害状況の調査ほか1カ所の現地調査を行いました。

説明員は、町長、副町長、教育長、課長、班長等並びに説明補助員の皆さんでした。

審査の結果について、ご報告いたします。

議案第91号平成25年度松島町一般会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第92号平成25年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第93号平成25年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第94号平成25年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第95号平成25年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第96号平成25年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第97号平成25年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第98号平成25年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第99号平成25年度松島町水道事業会計決算認定については、認定すべきものと決せられました。

なお、審査の結果における意見は、9項目になっております。

それでは、皆様のお手元に配付しております平成25年度決算審査特別委員会の報告をいたします。

平成25年度決算審査特別委員会報告書。

本委員会に付託された事件については、審査の結果、次の意見を付して報告をいたします。

1、付託事件につきましては、先ほど報告いたしましたように議案第91号平成25年度松島町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第99号平成25年度松島町水道事業会計決算認定であります。

2、審査内容であります。所管に関する事項（各款、項、目、節）であります。

3、審査期日についても、先ほど報告いたしましたように平成26年9月10日、11日、12日、16日、17日の5日間でありました。

4、審査場所であります。決算審査につきましては当議場であります。現地視察です。松島湾内、船上よりの調査で、松くい虫被害状況を視察しております。それから、早川地区の農地海岸及び町道手樽・富山駅線道路整備事業を現地視察しております。

5、出席委員であります。澁谷秀夫委員ほか記載のとおりであります。

6、審査意見であります。

選挙管理委員会所管。

投票率の向上について。

選挙において投票率向上を図るため、投票所のバリアフリー化の推進や、投票率が低いと思われる30代、40代への啓発を積極的に進めるべきである。

総務課所管です。

職員の研修について。

職員の研修はさまざま実施しているが、専門職の資質向上のため、研修計画を作成し、計画的な研修と、より一層の受講機会をつくり、業務に反映されたい。

企画調整課所管です。

マリニピア松島水族館の跡地利用について。

官民連携による松島公園エリア等の面的再生等検討調査報告書にある松島水族館の跡地利用については、町としてしっかりとした対策を立て、県に要望すべきである。

健康長寿課所管であります。

要援護者支援システムについて。

要援護者支援システムが導入されている。対象者1,240名、同意者352名、同意率28.4%であります。高齢者や障害者等を災害から守るために、より一層の推進を図ることを望む。

産業観光課所管です。

松くい虫被害の防止について。

町は特別名勝「松島」地域内の森林の景観保持・保全のため、松くい虫被害の拡大防止を図っているが、計画どおりには進んでいない。今回、湾内の現地調査を行ったが、被害の拡大については危機的な状況であると改めて確認したところである。松島湾を取り囲む他自治体との協議を含め、早急の対策を図られたい。

観光客の誘客について。

観光客数は回復しつつあるが、まだ震災前には戻っていない。松島の魅力を認識してもらうため、ハード・ソフトの両面にわたる受け入れ体制を、町を含め観光協会や観光業者等の協力を得ながら強化すべきである。また、外国人を含む観光客の誘客にもつながるような通訳体制の充実とホームページの作成に努められたい。

建設課所管です。

町道の草刈りについて。

町道によっては、草刈りを地域住民で行っているが、高齢化のため草刈りも大変な状況である。今後のことを考えると、町が行っている除草範囲を拡大することを求める。

教育課所管です。

チャペルヒル町との交流について。

この2年間で15名の中学生がアメリカ合衆国ノースカロライナ州チャペルヒル町を訪問し、ホームステイ等を通して交流を行っている。ノースカロライナ州は、最先端科学を研究する大学が多い州である。今後は留学生の交流等も検討し、両町の関係拡大を図るべきである。

最後です。各課共通。

決算書及び主要施策の成果説明書について。

決算書及び主要施策の成果説明書については、より詳細に充実した内容の記載を望む。

以上で審査報告を終わります。

○議長（櫻井公一君） 後藤良郎委員長、大変ご苦労さまでした。

お諮りします。質疑は省略し、直ちに討論、採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

ここで、傍聴の申し出がありますのでお知らせいたします。松島町初原

でございます。

議案第91号平成25年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。それでは、反対者の討論を認めます。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） それでは、議案第91号平成25年度一般会計決算認定に反対の立場から討論を行います。

昨年、安倍首相は円高・デフレ不況からの脱却と、雇用や所得の拡大を目指すとして、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」、いわゆるアベノミクスでの不況打開策を打ち出しました。そして今、日本経済は回復に向かって動き始めた、回復軌道にあると宣伝しながら、人口減少と超高齢化を盾にとって、持続的・安定的な経済へ必要な改革を行うとして、高齢者を中心にまたも医療や福祉、年金など社会保障の一層の削減、さらには消費税増税、TPP、雇用ルールの破壊を狙っています。

アベノミクスがもたらしたものは、富裕層や企業への税制の優遇や株価の上昇であり、庶民には円高誘導と消費税増税による物価上昇であり、雇用状況が改善しているといっても正規社員の減少の一方で非正規雇用など不安定雇用の増大となってあらわれており、景気回復の実感からはほど遠いものであります。また、集団的自衛権など憲法クーデターとでも言うべき一内閣による解釈改憲を進め、福島原発事故の原因の解明もないまま、原発再稼働と輸出を推し進める強引なやり方の安倍内閣のもとでは、地方自治そのものも大きくゆがめられることは必至であります。国の言うままに従う町政のあり方には賛成できません。町長には、地方自治体の長として、町のトップとして町民の思いをしっかりと受けとめ、暮らし、福祉を守り、充実させるという立場で、国、県にその思いを届けていただきたいと考えるもので

あり、初めにこのことをお願いし、決算に当たっての幾つかの点を指摘したいと思います。

まず、東日本大震災から3年が経過し、避難場所や避難施設、さらには避難道路、防潮堤や高城川堤防のかさ上げなど、目に見える形で事業が進み始めていることに安堵の思いを抱いている方も少なくないと思います。同時に、被災された皆さんの生活再建に向けて、災害公営住宅入居者への引っ越し費用の支援などのようにきめ細かな支援が今後とも講じられることを期待し、この間、町の復興に力を注いできた職員、災害派遣で力をかしていただいている皆さんに感謝を申し上げたいと思います。そして、復興・防災対策が一日も早く完了し、松島町が掲げた「復興から貢献へ」という目標へ向けて進んでいけることを願うものであります。

25年度決算の具体におきましては、民生費で子ども医療費助成制度を入院について中学校卒業まで拡大をいたしましたし、その後27年度からは入院、通院ともに中学校卒業まで制度拡大をすることが表明をされており、歓迎するところであります。

また、教育費では学力向上対策が全国学力テストなどの一時的な成績向上対策としてではなく、持続的・恒常的な対策として、そして教育補助員の配置などが有効に機能し、学力向上対策が不登校児童生徒などの減少にもなってあらわれ始めているということであり、その努力の足跡を感じることができたところであります。今後とも一人一人の子供たちの学びを大切に教育に取り組まれるよう期待をしたいと思います。

次に、改善を求めたい点について幾つか述べたいと思います。

まず初めに、毎年申し上げていることではありますが、職員の皆さんの働き方の問題、とりわけ臨時職員の皆さんの処遇改善についてであります。提出をいただきました資料によりますと、臨時職員の皆さんの基本賃金が一昨年に比較し、労務・事務補助員で時給720円から750円に4%余り上昇し、処遇改善に応じていただいているとの認識をいたしますが、この上昇分は4月からの消費税増税と物価上昇に既にのみ込まれているものであり、一層の引き上げが求められると考えております。子供を産み、育て、文化と教養を身につけ、人間らしく生きられる賃金の保障を求めるものであります。

税の徴収においては、25年度13名の方が県の滞納整理機構に徴収移管されていますが、県の滞納整理機構は納税者の生活実態の把握などはほとんど行わず、差し押さえ徴収をあからさまに行っているもので、こうした税徴収のあり方を認めるわけにはいきません。本町の滞納整理室の徴税技術は高く、町民の生活実態を把握した上での徴収に努めるべきであり、多賀城市や七ヶ浜町などは滞納整理機構に参加をしていません。本町においても、27年度以降は

滞納整理機構に参加しないことを求めるものであります。

民生費において事務処理の誤りがあり、延滞金が発生したことが明らかになっています。また、自動車事故も11件と数多く発生しており、業務量と職員数、その適正配置を進め、これらの防止対策を確立していただきたいと思っております。また、各課においてお互いの意思疎通と信頼関係が醸成できる環境づくりや、毎朝安全の一声をかけるなど、課が一体となって働ける組織の構築が求められているのではないかと感じたところであります。

25年度から難病が障害者福祉サービスの対象となりました。町内には130名余りの難病の方がいらっしゃるということでしたが、障害者手帳を保持していない方でも福祉タクシーなどの各種サービスが受けられるよう、要綱の見直しを求めるとともに、サービス利用認定が適正に行われることを期待するものであります。

先ほど委員長報告の審査意見書にもありましたように、高齢化の進展により農村地域では地域の草刈りも困難な状況に追い込まれつつあります。町道の草刈りなど、再考を求めたいと思っております。

また、大雪のとき、町道の除雪はもちろん、国道や県道などの歩道の除雪も大変重要になってきています。役場が移転したこともあり、大雪時に車道を歩く姿も見受けられ、危険な車道を歩くことのないよう力を尽くしていただきたいと思っております。

福島原発事故は収束をしておらず、事故原因すらいまだ未解明で、汚染水の垂れ流しが続いております。この夏は原発なしでもエネルギー供給に支障がないことが明確となり、今後は再生可能な代替エネルギーの活用を強化すべきであり、原発再稼働に反対すべきであります。

また、現在原子力防災計画を策定中ではありますが、女川原発で福島原発と同等の過酷事故が発生した場合などの放射能汚染のシミュレーションも行わないまま防災計画をつくっても、それは絵に描いた餅となり、まともな防災計画にはならないと考えるものであります。地形や風向き、車の渋滞予測など各種の要因を反映させたシミュレーションを行った上で、ケース、ケースの計画が策定されていくことが求められているのではないのでしょうか。

また、放射能測定器補修サービス業務委託料が農林水産業費、教育費などで支出をされておりますが、発生原因が福島原発事故によるものであることは明らかであり、これまでの放射線測定に係る人件費や機器の維持管理費など、東京電力に対して損害賠償を請求すべきであります。

農業・農村では、米価が市場競争の中に投げ込まれ、再生産が保障されない価格のもとで離農と高齢化が進み、高度経営体支援補助金などに見られるように農地の集積政策が進められ

てきております。一方で、株式会社など企業の農業参入が強力に進められ、こうした国の農政が家族的農業経営を破壊し、ひいては農村集落の崩壊を激しく引き起こしていると思っ
ているところであります。国民の安全な食料確保を考えるならば、食料を外国に依存するこ
を前提とする現在の農政のあり方にこそ歯どめをかけるべきであり、国の施策をそのまま受
け入れているばかりでは、松島町の農業は衰退するばかりであります。今、田んぼは黄金色
に輝いてきていますが、米価下落と減反補償金の半減で農家の苦悩の色に変わってきており
ます。米価の補償など、町でできる具体策が検討されるべきであります。

農業や漁業など1次産業こそ人の生活の土台であり、産業の土台であります。改めて家族的
農業経営、日本的農業経営が果たしてきた食料の持続的生産や環境保全などの役割を見直し、
地域再生をすることが求められていると感じるところでございます。

以上、申し上げた点の改善等を願ひまして、平成25年度一般会計決算認定に当たっての反対
の討論とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 次に、本件に賛成の方の発言を許します。7番高橋幸彦議員。

○7番（高橋幸彦君） 賛成の立場から討論に参加させていただきます。

平成25年度一般会計の決算額は歳入199億4,891万8,004円、歳出は124億3,999万5,004円であ
り、差引額は75億892万2,004円の黒字となっております。そのうち、基金繰入額は2億7,000
万円であります。普通会計による実質収支は3億934万9,000円の黒字となりました。25年度
実質収支から前年度の実質収支を引いた単年度収支は1,772万4,000円の黒字となり、単年度
収支に基金等積み立て及び繰り上げ償還金並びに取り崩し額を収支した実質単年度収支は16
億2,949万7,000円の赤字となっており、やや厳しい決算となっております。

また、歳出における翌年度への繰越明許費は81億4,982万4円、事故繰り越しは3億4,219万
2,004円と高額となっております。これらは多くが東日本大震災復興工事関連の事業であり、
資機材の高騰等により入札不調などが原因と考えられますが、再度の予算計上や、東日本大
震災復興交付金の返還等が懸念されるなど、困難な取り組みも予想されるので、計画が完遂
できるよう最大限の努力を監査委員の意見書でも指摘されております。全く同感であります。

我が町の大震災前の一般会計予算は五十数億円であり、平成25年度の決算の歳入では約200
億円となっており、3倍強の規模となっております。他県自治体からの派遣職員や、県の任
期つき職員の派遣をもらっておりますが、職員不足の側面からか監査委員からの指摘もあり
ます事務事業の過誤、また決算審査特別委員会の審査中に指摘されました公用車の事故が多
いなど、職員の不注意で起こった問題もありました。監査委員の意見書や、決算審査特別委

員会からの意見書を熟読し、全町民が満足するような事務事業を全職員が遂行することを期待して、賛成の討論といたします。

○議長（櫻井公一君） ほかに討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第91号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第91号平成25年度松島町一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

議案第92号平成25年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。本件に反対の方の発言を許します。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野です。

議案第92号平成25年度国民健康保険特別会計決算認定に、反対の立場から討論を行います。

決算説明における国保の加入世帯は2,382世帯で、そのうち法定減免を受けている世帯は7割軽減で781世帯、5割軽減で164世帯、2割軽減で288世帯の合計1,233世帯、加入者の52%が軽減措置を受けなければならない世帯で構成されているということでありました。

また、国保税の滞納状況を見ますと、現年課税分で2,890万7,470円、繰り越し分で1億6,330万811円、合計滞納額は1億9,223万8,281円となっています。また、25年度においては徴収困難となった2,774万3,669円の不納欠損処理を行っています。

滞納の主な原因は、町県民税や固定資産税、国保税など町税全体の滞納人員822人中、低収入が237人、27%と最も多く、次いで営業不振118件、13%などが主なものとなっており、国保税の滞納原因もこれらの傾向が反映しているものと思われます。

所得段階別の加入状況を見ますと、総所得金額のない者が加入者全体の39%を占め、所得100万円以下までの加入者は68%となり、7割近くが所得100万円以下という状況であります。加入者の多くが低収入であることがよくわかるのではないかと思います。

国保は産業構造が大きく変化し、高齢化が進む中で年金生活者の方々や非正規労働者、失業者などの無職の割合が高くなっていると言われております。そのため、収納率が低下するなど、国保会計の運営上問題になったりもしております。この状況を見れば、国保がいかに脆弱な

基盤の上に成り立っているのか、公費負担によって支えなければ成り立たない制度であるかわかるのではないのでしょうか。

しかし、国は1984年に国保法を改悪を行い、国保の医療費への国庫負担率を45%から38.5%に引き下げ、その後も国の負担額をさまざまな形で引き下げてまいりました。そのため、国保会計の運営はたちまち苦しくなり、国保税は次々と値上げされ、加入者の負担能力を超えた国保税の負担を求められることとなったのであります。このことが国保税の大きな滞納をつくり出す要因ともなっているものであり、国保のあり方を見直し、重過ぎる国保税の引き下げを行うべきであります。

今、国保の広域化が日程に上ってきていますが、国保の困難な状況を改善する上で国保の広域化だけではこの困難な状況を改善することには至らないと考えますし、国の果たすべき役割は極めて大きく、町は国に対して国庫負担の増額をもっと積極的に求めて、加入者負担を軽減する、保険料を引き下げる方策をとるべきであると申し上げ、反対の討論といたします。

○議長（櫻井公一君） 次に、本件に賛成の方の発言を許します。12番高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） 12番高橋利典でございます。

それでは、議案第92号平成25年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論に参加させていただきます。

国民健康保険は、制度の創設以来、国民皆保険の中核として、町民の皆様の医療の確保と健康増進という大きな役割をこれまで果たしてきたと考えるところであります。

そのような中、本町の平成25年度松島町国民健康保険特別会計は、歳入が前年度より1億9,860万円減の21億5,177万円であり、歳出は前年度より7,961万円減の19億3,348万円であります。歳入総額に占める保険税収入は17.92%の3億8,576万円で、前年度より4,462万円の増となっております。また、収入未済額については1億9,223万円で、前年度と比べ2,668万円の増となっており、徴収率の努力がうかがえるところであります。

一方、歳出の主なものでは、保険給付費が12億5,831万円と前年と比べ1億2,275万円の減、老人保健医療費拠出金については997万円であります。なお、保険給付費については年度平均保険者数が前年度と比べ180人減の4,246人であり、被保険者1人当たりの一般被保険者医療給付費は前年度の28万6,469円から26万3,687円と、2万2,782円の減、退職被保険者給付費は前年度34万8,482円から25万3,897円と9万4,585円の減となっております。このことは、一部負担金の免除終了等による影響であると思われま。

国民健康保険の特別会計については、健全な運営は収入未済額を減少させ、医療費給付の上

昇を抑えることにあると考えるものであります。そのためには、さらなる保険税収納の向上を目指し、保険税の徴収を粘り強く推進しながら、税源の安定的な確保を図ることが重要であると考えます。本年度会計においても、保険税徴収対策として特別滞納整理室を中心に各種税の徴収推進を行いながら、税源確保に努力している姿を評価するとともに、住民基本健診や特定健診を初め、胃がん、前立腺がん、大腸がん検診や、各種健康相談や研修会、高齢者健康管理と維持増進に努めており、町ぐるみでの健康づくりのため予防がとられているものと考えます。

今後一層厳しい運営が予想される国保会計の現状の中で、実質収支額は2億1,882万円の黒字となっており、その中から2億400万円を基金に繰り入れたことは、次年度への備えとして健全な会計運営の布石になるものであり、国民健康保険が町民の皆さんの大切な生命と健康を守るため、今後も絶対に堅持しなければならない医療保険制度であると考えます。

このことを申し上げながら、平成25年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について賛成の討論とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 他に討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第92号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第92号平成25年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

議案第93号平成25年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。本件に反対の方の発言を許します。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） それでは、議案第93号平成25年度松島町後期高齢者医療特別会計決算認定について、反対の立場から討論を行います。

2008年に創設されましたこの医療制度は、収入がなくても75歳以上の全員に保険料が課され、2年ごとに見直しをされるものであります。75歳以上の人口と医療費の増加により、保険料負担が上昇していく仕組みになっているものであります。制度導入当時の厚生労働省担当幹

部は、「医療費が際限なく上がっていく痛みを、後期高齢者がみずからの感覚で感じ取っていただく」と、その狙いを語っており、この制度は年齢で医療内容を変化させる差別的医療制度であり、高齢者に我慢と犠牲を強いる冷酷な制度となっていると考えるものであります。このような制度は直ちに廃止をし、国の責任を明確にして、安心して高齢者が医療にかかれるよう制度設計することを求めて、反対の討論といたします。

○議長（櫻井公一君） 次に、本件に賛成の方の発言を許します。5番後藤良郎議員。

○5番（後藤良郎君） 5番後藤でございます。

それでは、議案第93号平成25年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして、賛成の立場から討論を行います。

現在、社会保障と税の一体改革のための法整備や実施時期を定めたプログラムがあります。国民健康保険の運営主体を市町村から都道府県へ平成29年度までに移管するとしておりますが、後期高齢者医療保険制度については国民健康保険制度との関連からその動向が注目されます。

そのような後期高齢者医療保険制度は、将来が定まらない状況もありますが、本町における当該医療制度に係る平成25年度の事業運営につきましては、運営主体である宮城県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、各種申請の受け付け事務、そして保険料の徴収事務、また東日本大震災に係る保険料の減免及び一部負担金の免除、その他についても適切に実施されたと考えます。今後も町民、被保険者の立場に立って、円滑な事業運営を進められるよう要望して、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 他に討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第93号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第93号平成25年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

議案第94号平成25年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第94号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第94号平成25年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

議案第95号平成25年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第95号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第95号平成25年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

議案第96号平成25年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第96号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第96号平成25年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

議案第97号平成25年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第97号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第97号平成25年度松島町松島区外区

有財産特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

議案第98号平成25年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第98号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第98号平成25年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

議案第99号平成25年度松島町水道事業会計決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第99号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第99号平成25年度松島町水道事業会計決算認定については認定することに決定しました。

以上で、平成25年度各種会計歳入歳出決算認定についての採決が終了しました。

ここで、町長より挨拶を求められておりますので、これを許します。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 平成25年度松島町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の決算につきまして、議会の認定をいただき、改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

長時間にわたりご審議をいただき、その中で賜りましたご意見、ご指摘等につきましては、再度確認、検討しながら今後の取り組みに反映させまして、より適正かつ充実した行政運営に努めてまいりたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げ、御礼といたします。

なお、清野、菅野両監査委員には詳細な審査とご意見をいただき、その労に対しまして改めて感謝申し上げます。お世話さまでした。

○議長（櫻井公一君） 議長からも監査に当たられましたお二人の監査委員の労に対し、感謝の意を表します。大変ご苦労さまでした。

部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第100号松島町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第100号松島町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、母子及び寡婦福祉法の一部改正及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律名と内容の一部改正を行うものであります。

なお、改正の内容につきまして担当課長より補足説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 私のほうから、改正の内容を説明させていただきます。

この提案の説明資料の後ろに、横書きで資料としてつけてあります。後ろから2枚目に関しては、母子及び寡婦のほうの資料になります。

それでは、この法律の内容を説明させていただきます。

この横書きの資料の3番のところに「父子家庭への支援の拡大」とあります。ここで、法律名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称となったところであります。また、この父子家庭の父の定義が法律に規定されたものでありますので、この法律を引用することにより今回の条例の整備をするものでございます。

2つ目につきましては、次の資料、縦書きになっております「中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」の改正でございまして、2. 改正の概要のところの（1）題名及び目的規定（第1条）とあるんですが、ここの題名に「特定配偶者の自立の支援」というふうな規定が設けられまして、この法律名を改正するものであります。このために今回この条例を整備するものでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

○議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第101号松島町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第101号松島町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の一部改正に伴い、引用する法律名と内容の一部改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第13 議案第102号 工事請負契約の締結について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第13、議案第102号工事請負契約の締結について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第102号工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、松島運動公園多目的広場人工芝整備工事に関するものであり、去る9月12日入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、町内外の利用者が年間を通して多種多様なスポーツに触れる機会の拡充を図るため、現在の天然芝グラウンドを人工芝に整備するものです。

工期は平成27年1月30日であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） それでは、私のほうから詳細につきまして改めて説明をさせていただきます。

工事名につきましては、松島運動公園多目的広場人工芝整備工事であります。

契約の方法につきましては、条件つき一般競争入札による契約でございます。

契約金額は1億5,768万円でございます。

契約の相手方は、仙台市青葉区木町通一丁目5-1、長谷川体育施設株式会社東北支店でございます。

それでは、図面をもとにいたしまして説明させていただきますので、A3判の平面図をごらんいただきたいというふうに思います。

グリーンで着色した部分が人工芝で整備をする範囲でございます。当初、整備面積が1万7,300平米ということでご説明申し上げておりましたけれども、現地を測量調査し、今回の運動公園台帳をもとにして測定しました1万7,300平米から、実際の測量をもとにしましてフェンスの外側の部分については今回の整備から外すということで現地を精査いたしまして、最終的に1万6,130平米の整備面積になります。

今回のこの整備の概要ですけれども、舗装工といたしましてグラウンドのコート舗装、いわゆるアスファルト舗装、これが同じ1万6,130平米、そして人工芝が同じ面積で整備ということになります。下の凡例があるんですけれども、ラインが3種類、今回整備されます。実際に一番最初の成人用のサッカー場のラインですけれども、図面では黒いラインで示しておりますけれども、完成形は白いラインになります。白いラインで図面を作成するというのがちょっと難しかったものですから、黒でわかりやすくさせていただきました。それから、青いラインが小学生を対象といたしました8人制サッカー場のラインの色でございます。それから、黄色いラインということで、これはフットサルということでは書いておりますけれども、基本こういったまますがあると障害者のゲームの場合の利用の方法とか、そういった形で何かしらこういう枠で囲うことによっていろんなゲームがしやすくなるということで、このようなラインを入れております。

それから、今回照明を2基、入り口のところに設置を予定しております。赤い印のところでございます。この照明につきましては、今回の人工芝のグラウンドの明かり取りということで考えております。せっかく整備をする人工芝ですので、この2基の照明で約3分の1の面積を照らすことができますので、多くの皆様方に人工芝を使った体力向上のトレーニングを会社帰りとか仕事明けにぜひ使っていただければなというふうに思っております。

また、今回この照明につきましては、実はこの多目的グラウンドの外周、約500メートルちょっとあるんですけれども、ここをウォーキング、それからジョギングをなさっている方々が大変多くなってきております。最近はやはり日没が近くなると皆さんは利用しづらいということで利用しておりません。そういったこともありますので、照明を設置して、できる限

り明るくし、ウォーキングやジョギングの皆さんにも仕事帰りにも使っていただければなどというふうに考えております。

それから、最後に附設設備工ということで、排水施設の工事を行います。青い着色で外周に入っておりますけれども側溝の整備、それから施設内の暗渠配水の整備ということで予定しております。

完成につきましては、先ほど町長のほうからもありましたとおり来年の1月30日を予定しております。

今回、日本スポーツ振興センターの地域スポーツ施設整備助成金で整備をいたすということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第14 議案第103号 物品売買契約の締結について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第14、議案第103号物品売買契約の締結について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第103号物品売買契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回購入する松島町消防団第1分団消防小型動力ポンプつき積載車につきまして、平成13年3月に購入した第1分団配備の小型動力ポンプつき積載車が13年を経過いたしました。消防小型動力ポンプつき積載車における明確な耐用年数はないものの、東日本大震災時等において沿岸域を頻繁に走行するなどした経緯から、足回りを中心にさび等が目立ち始めるなど、老朽化が著しく、有事の際迅速かつ的確に対応するため、平成26年度石油貯蔵施設立地対策等交付金により更新を図るものであり、去る8月28日の入札に付し、物品売買契約を締結するため議会の議決を求めるものであります。

購入内容につきましては、普通四輪駆動の小型動力ポンプつき積載車1台を購入するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） それでは、私のほうから資料等について補足説明をさせていただきます。

まず、この物品契約の締結の仮契約日でありますけれども、平成26年9月3日に仮契約を締結しております。

それから、納入期限でありますけれども、平成27年3月10日までに第1分団のほうに直接納入するというようにしております。

それでは、資料について説明申し上げます。

カラー写真、皆さんのところに下から2枚目にあるかと思います。これにつきましては、平成25年度に第4分団で購入しております、それとイメージ的に同じものであります。ただし、違うのが消防団の幹部の皆さんとちょっとお話をして、去年買ったのは二駆です。ですけれども、いろんなことがありますので四駆でお願いしたいという、いろんな幹部会議の中で出ましたので、今回は四駆の車ということになります。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで、議事進行上、休憩をとりたいと思います。再開を11時15分といたします。

午前10時59分 休 憩

午前11時15分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第15 議員提案第6号 子ども子育て新制度を全ての幼い子どもの育ちを支える制度とするための意見書について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第15、議員提案第6号子ども子育て新制度を全ての幼い子どもの育ちを支える制度とするための意見書について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。5番後藤良郎議員。

○5番（後藤良郎君） 5番後藤でございます。

それでは、議員提案第6号子ども子育て新制度を全ての幼い子どもの育ちを支える制度とするための意見書について、提出理由のご説明を申し上げます。

国は、2015年4月からの新制度施行に当たり、実施主体である市区町村に関係条例制定など早急に施行準備を進めるよう求めておりますけれども、市区町村における新制度の検討や住民周知は十分ではなく、関係者や住民が疑問や不安を抱いたまま新制度が実施されることになりかねない状況であります。

子ども・子育て新制度の実施に当たっては、子供の権利保障を最優先に考え、国が地方自治体の実情を踏まえた保育施策の拡充や、国民意見を反映した十分な協議を行うこと、さらには性急な新制度の実施をしないことを求めるため、国に対して意見書を提出するものであります。各議員皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案について提出者からの説明が終わりました。

日程第16 議員提案第7号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書について
（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第16、議員提案第7号「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。1番澁谷秀夫議員。

○1番（澁谷秀夫君） 1番澁谷でございます。

議員提案第7号「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書について、提出理由のご説明を申し上げます。

手話は、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であり、聾者にとって大切な情報獲得とコミュニケーションの手段です。しかしながら、聾学校では手話の授業が行われておらず、社会では手話を使うことが制限されてきた長い歴史があります。

改正障害者基本法の第22条では、国、地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけています。手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及・研究することができる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」の制定を求めるため、国に対して意見書を提出するものです。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 議案について提出者からの説明が終わりました。

日程第17 一般質問

○議長（櫻井公一君） 日程第17、一般質問に入ります。

通告の順序に従いまして、質問を許します。質問者はお登壇の上、質問願います。

11番菅野良雄議員。

〔11番 菅野良雄君 登壇〕

○11番（菅野良雄君） それでは、通告しております男女共同参画社会の推進について質問いたします。

男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を發揮できる社会の実現のため、男女共同参画社会基本法が施行されております。3章28条によって構成されており、家庭生活だけでなく、議会への参画やその他の活動においての基本的平等を理念としております。それに準じた責務を政府や地方自治体に求めるものであります。

第3次計画では、2020年度までに政治分野や行政分野及び雇用分野などで女性の採用、登用などを30%まで促進するとしております。これを受けて、内閣府男女共同参画局において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を講じており、防災現場でも女性参画の拡大を推進しております。

そんな状況の中で、当議会は6月28日、松島町婦人会と語る会を開催いたしました。議会として、東日本大震災復興対策特別委員会を含む各特別委員会の取り組みや、第2委員会の取り組み状況について報告し、その後意見交換をしたところであります。

その意見交換の中で、「男女共同参画時代であり、女性もいろんな見方もあり、意見もありますので、適切なところに女性が配置されるような形をとれるように、議員から助言してほしい」との発言がありました。議長から指名されましたので、私のほうから質問に対し答弁したのは、「役場としては各委員会などに参加してもらうように、男女ともにいろんな方々に声がけしておりますが、受け手がなく同じ人が重複してバランスが悪くなっているのが現状のようです」というふうに答えました。そのとき思ったのは、そういう意見が上がるということは参加する意思があるのではないかと、そんなふうに思いながら、「私もそう思いますので、少し時間をいただいて」というようなお答えをしましたら、「お願いします」ということでしたので、一般質問することにいたしました。

平成10年9月、第5回定例会の一般質問において、まちづくりのために審議会や委員会などが設置されておりますが、もっと女性の声を聞く必要があるのではないかという思いで、その時点での団体数と女性登用率について質問しております。当時も女性の社会参加を拡大しようという議論がされており、県においては女性の登用率を平成12年度に30%になる目標を置き、仙台市は平成11年度において24.3%になる状況でありました。私の質問に対する答弁では、「本町においての審議会や委員会は34団体あります。女性も参画していただいている

が、重複していることもあり、比率では14.3%であります。委員の選任については、その目的や性格も考えて、女性の登用も多くなるように進めたい」ということでした。あれから16年たった現在、我が町の団体数は幾つになって、女性の登用率は幾らになっているのか伺います。

もう一つは、通告しておりませんでしたけれども、審議会、委員会の総人数はどのぐらいになっているのかなど。女性の人数は何人になって、重複している人が何人いるのかということで、これは通告しておりませんので、わかればですけども、よろしくご答弁のほどお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） それでは、この件に関しましては担当課長より答弁させます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） まず、審議会の数でありますけれども、今現在で35の審議会等があります。通告もなかったということもありますが、重複して答弁する形になるかと思いますので、お許しいただきたいと思えます。その35の団体で、委員総数が374人です。女性の委員の方が94人で、登用率としては25.1%になっております。それで、今の質問で重複もしているのではないかということでもありますので、94名のうち実の人数と言えればいいですかね、その人数が72名です。ですから、実際あと22名の方が重複しているというふうに見がちなんですけれども、実質は重複されている方は17名です。ということは、1人1つでなく1人で2つとか3つ重複されている方もいらっしゃるということで、重複されている方はそのうち17名ということになります。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。当時よりは少し率が上がっているのかなという思いがいたしますけれども、やっぱり受け手がないということなんだろうと思えますけれども、重複している方が17名ということのようであります。

9月15日の河北新報の朝刊に、宮城県の平成25年度決算に対する監査意見で、外部有識者で構成する各審議会について女性委員の占める割合の低さを指摘し、甚だ遺憾だと強調したという記事が載っておりました。そこで、私もちょっと調べてみたら、県内市町村で男女共同参画、女性問題に関する推進体制を整えて、行政連絡会議を設置しているところが15自治体ありました。諮問機関や懇談会を設置しているところが18自治体であります。私の思い

違いかもしれませんが、本町はこのような推進体制を整えていなかったような気がいたしますけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 結論的なお答えになるかもしれませんが、言われたとおりそのような推進といたしますが、具体的には整えていなかったという形であります。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 了解いたしました。

25年度の4月1日の時点における県内35市町村で、審議会などにおける女性委員の登用目標を定めている市町村は16市町ありました。設定割合は45.7%で、平均女性登用比率は26.8%になっておりました。今、総務課長からの答弁では25.1%、重複している人もいるけれどもということではありますが、比率的には近いものになっているんだと思いますけれども、やはり男女共同参画、女性問題に関する推進体制を整えて、目標を定めて、施策を推進しなければ率が上がらないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 通告の中の②のほうに入るようなことで、私のほうから答弁させていただきます。若干長くなる部分はあるかもしれませんが。

基本的に私としては男女共同参画、女の人をもっと社会進出をとということについてはよろしいのではないかと、そういうふうになってくるのではないかとというふうに思っています。これまで各自治体でそういう共同参画課とか共同参画係とかというふうなものをつくっているところもあろうかと思いますけれども、松島町、うちのほうでは全体的には人員とか職員の割り振り等もあるので、実質的、実効的にどうだったのかということを見ていただいて、大まかな評価をしていただければというふうに思います。ちなみに仙台市では男女共同参画の課長さんだったか部長さんだったかが今市長さんをやっていますので、そういうことも将来的にはあろうかなというふうには思っております。

国のほうで2020年までに30%というふうな目標数値を出しておりますので、うちのほうとしてもその辺を念頭に置きながら、女性参画を進めるというふうなことにしていこうかなというふうには思っております。それで、ちょっとした私見になりますけれども、私は世の中が変わってくるに従って女性が社会進出をしていく傾向がある、これは子育てに係る時間とか、あと女性の収入手段といいますか、収入が増大していくという中で、女性が社会の中に占め

る比重というのが以前よりも外向きになってきているというふうな感じは持っております、以前でありますと家族、家計の主な負担者というのが男性で、女性はそれを切り盛りし、かつ家庭の中をコントロールしていく、子育てをしていくというような役割があったように思います。日本ではそれが伝統だったのではないかなと。一方、例えばヨーロッパとか北欧とかでありますと、人口の問題もあろうかなというふうに思いますが、女性が働かないと社会がなかなかもっていかない部分があったのかなというふうなことで、社会の違い、それから民俗文化の違いなんかもあるのかなというふうに思っております、スウェーデンでフィフティー・フィフティーだから日本でもフィフティー・フィフティーでとかというのはちょっと乱暴なアプローチなのではないかなというふうには思うんですけども、一方でさっきも言いましたように日本でも社会が変わってきて、女性の社会進出が出ていますので、当然それに見合うだけのいろんな役割、委員会なり職員なりの女性の数がふえていくべきだというふうに思っております。

今のところの問題は、どうしても我々審議会とかをつくる際にメンバーを選定といいますか、それをする際に例えば農業団体からとか関係団体からとか地域からとかというふうなことで、各ジャンルから選ぶんですけども、そのときにどうも女性の方がそのところにそもそもいらっしやらないとかというようなことがありますので、そういったことからやはり各種団体等についてもそういった女性の社会進出を助けるようなといいますか、それを支持するような、そういった方向になっていかないとだめなのかなというふうに思っています。

ちょっと長くなりまして、あと足りないところについてはまた後ほど。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 町長が、さっき私のほうからも言いましたけれども、以前も引き受け手がないというような状況であるということは今でも変わらないんだろうと思いますけれども、やっぱりお願いするときにどういう形をお願いしているかということが大事だと思うんですよ。やっぱりああいう女性団体の中からそういう意見が上がるということは、私もやってみたいとか、もっと女性の声を聞いてほしいという人たちがいるんだろうと思います。やっぱりそういう点では、声のかけ方というか、もう一つ工夫していただければいいのかなというふうには思いますけれどもね。確かに職員数なども鑑みて、そういう体制を整えるのは無理なのかなというふうには思いますけれども、ただ少しおくれをとっているのではないかなというふうに思うんです。25年4月1日の時点で、多賀城市を含めて8市、利府町、大和町、それから富谷町など7町で男女共同参画に関する計画を策定しております。そのほかに検討

中の市町村が5自治体あるということになっておりますので、やっぱり松島もそういうことでは進めなければならない時期に来ているのではないかというふうに思います。

町長も今おっしゃいましたけれども、社会は時々刻々と変化しております。男女共同参画社会の推進についても、やっぱりその変革についていくということが大事なことだと思います。その時代が求めるもの、さらには社会が求めるもの、町民が求めるものということに対して、時代に沿った施策を講じることは必要なことだと思っております。ただ単に町長一人の問題ではなくて、役場庁舎全体がそういう雰囲気醸し出すような体制をつくるということが非常に大事なことだと思うんです。ですから、男女共同参画だけじゃなく、全ての事業推進に当たってはその時々町長が主導権をとって、そういう雰囲気をつくっていくということは町長としての責務の一つだと私は思っておりますので、そういう主導性を発揮していただきたいということで、どうでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 私はマスコミがテーマとして出しているアップ・ツー・デートのやつをそのままそっくりまねてやるというのは余り好きでないですよ。やっぱり現状がどうあるのかなど。それで、現状の課題、問題があって、それを解決するためにどういうふうな方法があるのかなどという、そういうアプローチとかやり方というのが私は好きなものですから、今菅野議員おっしゃるように多賀城でやっているからとか利府でやっているからはいつというわけにはちょっとね、私は余りそういうのは好きでないです。済みません。

しかし、女性の登用という点では、今女性の方々の力というのも必要だと。それで日本の社会がより活性化していくとか、そういったことがあるんだろうと思うんです。だから、そのつもりではおります。管理職の登用なんかについても、できるだけ女性の方々の登用していきたいなとは思いますが、これが現実問題としてはなかなか手を挙げてくださる方が少ないもので、声をかけても「いえ、結構です」とかという場合があるんですよ。たまたまですがね、いろんなケースがあるんですがね。そういう中でも、女性の方もふえてますし、職員採用とかをすると女性の方が多いいですよ。以前と比べても多くなっています、半々以上が女性というふうなことになってきておまして、その方々が責任ある年齢になると、恐らく女性のほうが多くなるんでないかなというふうには思うんです。例えば小学校の先生なんかそういう傾向があるんですよ。恐らく将来的には女性の管理職への登用も、母数の比率になっていくというふうには思います。私としては、そのポスト、ポストでこの人が能力があると、望ましいと、こういう人になっていただきたいという方々にお声がけをすると

いうか、そういった方々を募っていくというのがいい方法で、女性だからとか何とかというのは余りよくないというか、余り好むところではないんですけれども、ただ何回も言ってますけれども女性の能力、力というものを入れることで、役場もそうですし、社会もそうですし、地域もそうですし、パワーアップしていくと、それが日本の今後の社会の方向だというふうには思っていますので、そのつもりで行きます。

ただ、組織の中で共同参画促進係とかというのをつくるかどうかについては、ちょっと……。ご意見としてお聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 町長の好き嫌いでこういうものを進めるものではないと思うんですよ。やっぱり時代の変化についていくために、そういうような要請がある時代だと思っているんですよ。マスコミの情報だけでなく、調べてみるともうやっぱりより進んで男女共同参画に関する条例を制定している市町村も県内ではあるんです。それは塩竈市を含めて8市、その他町では柴田町、大和町、富谷町の3町を含んで11市町村ということで、31.4%という、条例を制定している率ではそういう形になっておりますけれども、やっぱり本町においても女性の視点での意見を取り入れた男女共同参画社会の形成の促進を図るという点では、ぜひ男女共同参画に関する条例を制定すべき時代であるなと思いますけれども、どうでしょうか、町長。

○議長（櫻井公一君） 再答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 50年後の歴史、後の人が評価したときにどうなのかなというのは私は思うんですけれども、ただ全体的な流れの中で社会がそういうふうに動いているということであれば、そういったことも研究、検討の課題であるということは今申したとおりです。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 即答するのは難しいのだろうと思いますけれども、検討するということでもありますので、ぜひ条例制定に向けて、課の設置まではいかななくても、やっぱりそういう検討するチーム、班でもつくってもいいのではないかなというふうに思います。できるだけ女性の方々の意見も取り入れる、女性も年齢的に幅広いわけですから、子育て中の若い女性もいるだろうし、高齢者の女性もいるわけですから、やはり男女ともにそういう意見を吸い上げて、まちづくりをしてほしいということを要望しておきたいと思います。

それから、今も町長のほうから答弁をいただいたような気もしますが、安倍内閣が経済再生に向けて展開している戦略で、「女性が輝く日本をつくるための政策」で女性役員、

管理職をふやすことを推進しております。そのために国家公務員法の改正を踏まえて、女性の採用枠を拡大し、幹部職及び管理職への任用、登用を推進しております。今回の第2次安倍内閣発足においても、5人の女性閣僚を起用し、政策を推進しておりますが、東北地方、宮城県が求める最大の課題である東日本大震災や福島原発災害からの復興が促進されることを願うものであります。

また、国は上場企業においても積極的に役員、管理職に女性を登用するように要請しております。地方自治体にはどういった要請があったのかよくわかりませんが、さつき町長のほうから考えを伺いました。ただ、誤解のないように申し上げますが、本町の女性管理職どうのこうのと言うわけではありませんけれども、一般的なマスコミ情報によれば男女共同参画社会基本法で男女の権利が平等になったという意見がある一方で、さつき町長もお答えになりましたけれども、いろんな女性登用に弊害も出てきているということでありまして、男性から言わせると女性が優遇されているのではないかというような意見もありますし、登用率を上げるために無理やり無理な管理職の任用、登用で逆に悩んでいるという女性もおるようですし、ひがみなどもあって女性が悩んでいるというような、マスコミ情報ですよ、そういうこともあるようですので、ただ単に率を上げるための任用、登用ではなく、やっぱり町長が言ったように人格的にも能力的にも努力性というものも含めて公平・公正に登用していただくことが求められる時代だと思っております。

本町は震災復興を初めとして少子化対策、高齢化率も33.3%ということですから、これも対策を講じなければならない。及び人口減少、若者定住促進等々、課題が山積しておりますので、課題を一つ一つ解決して、住みよいまちづくりを推進するためにも、ぜひ男女共同参画社会基本法を生かして、女性の視点でその役割をしっかりと果たせるような体制を整えるように、さつき町長はもう答えておりますので、何度も聞くわけにはいきませんので、そうした充実した体制を整えるように求めて質問を終わりますので、ぜひ推進していただきます。終わります。

○議長（櫻井公一君） 11番菅野良雄議員の一般質問が終わりました。

少し早いんでありますけれども、昼に会議もあるということもありますから、ここで昼食休憩に入りたいと思いますがよろしいですか。（「はい」の声あり）

再開を13時といたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（櫻井公一君） 一般質問を再開いたします。

10番色川晴夫議員、登壇してください。

〔10番 色川晴夫君 登壇〕

○10番（色川晴夫君） よろしくお願いを申し上げます。

今回1回1点でありまして、表題「大丈夫か！土砂災害対策 勇気を持って避難勧告を」というようなことを出しております。

8月19日深夜から20日未明にかけて、広島市を中心に局地的な豪雨となりました。広島市の安佐南区と北区では、土砂崩れや土石流が発生しました。多数の住宅がのみ込まれ、死者72名、行方不明者2名と。先ほどのテレビで見ましたら、行方不明者が見つかったというようなことでありまして、全員がこれでわかったのかなと、こういう大災害でありました。犠牲になられた方々に対しまして、衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、住宅が損壊されました皆様方にお見舞いを申し上げたいと思います。

また、けさほど阿部班長が亡くなられたというようなことで、議長のもとで皆さん黙禱をささげました。本当に残念で仕方ありません。実はこの私の問題、恐らく町長並びに阿部危機管理監が答弁をすると、こういうことだったと思います。有能な職員が失われたと、まして今松島町は防災計画の見直し中でございます。その中心的職員が亡くなったということは、本当に松島町にとっても大きな損失であります。心よりご冥福をお祈りいたします。

そういうことでありまして、この夏、広島ばかりではございません。7月から8月にかけて九州、四国、中国地方、そして北海道、日本南北にわたりまして大きな、本当に今までにないような大雨に見舞われました。そして8月19日、広島の両区では20日午前1時半から3時50分ごろにかけて、観測史上最大の217.5ミリを記録と。午前3時50分ごろには1時間100ミリを超える記録的短時間大雨情報が出されました。広島市が避難勧告を出したのは、119番が相次いでから1時間ぐらいした午前4時15分以降であったと新聞に報道されております。

今年は7月、台風8号の影響で長野県の南木曾町、そして昨年10月、伊豆大島の土石流災害でも、避難情報や勧告のおくれが指摘されております。

近年の豪雨は局地的に集中するというので、町全体に避難勧告を出すということ、大変難しい判断を迫られるわけでありまして。そして、空振りを恐れ、遅くなるということもままあると、これはわかります。行政は住民の命と安全を第一に、決断が求められております。

平成13年に土砂災害防止法に基づいて警戒区域と特別警戒区域が指定されまして、その後、松島町の住民に説明会が行われたわけであります。

これからが台風のシーズンであります。16号台風が発生いたしまして、先ほどの天気予防を見ますとどうも北上し、日本には23日ごろ上陸するのではないかと、こう危惧されているわけであります。これからますます台風シーズンを迎え、人ごとではなく、非常に松島町もそういう可能性が大であるということの中で、きょうこのように質問することになったわけであります。こういうことで、住民の皆様に変更して大雨、土砂災害の恐ろしさを周知することが大切だと、こう思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

そこで、1番目の質問であります。土砂災害防止法に基づいた松島町の危険地区の確認ですね。警戒区域、そして特別警戒区域、そのことについて何か所あるのか、土砂災害防止法というのはどういうものなのかということ、担当課に資料を要求しておりまして、出していると思います。本当にありがとうございます。そこで、議長に取り計らいをお願いしたいと思っておりますけれども、せっきくの資料でございますので、担当課から説明を改めて伺いたいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。

○議長（櫻井公一君） それでは、説明に入る前にまず大橋町長、前段だけ。答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） ことしの広島災害、大変私も驚いたわけでございます。近年、本当に毎年毎年スポット的な雨水災害があるんですね。地球環境が変わっているのかなということで、何か実感することです。そういったこともありまして、震災復興の中でポンプ場の増設とか能力アップとか、それから水路整備とか、そういったことを取り組んでいるわけですが、それにしてもちょっとこれまでと違うのでは、全体を見直す必要があるかもなというふうに思っています。ただ、現在のインフラの状況からしますと、時間降雨量が47ミリでしたか48ミリでしたか、そういったのに対応して全体が整備されています。ところがこの前石巻で時間降雨量で九十何ミリとかというのがあって、3時間で160ミリと。それだとちょっとインフラが間に合わない。そうすると、今度は避難をどうさせるのかということになりますね。その避難については、先ほど議員おっしゃったように今計画を作成中でありましてけれども、それもちょうとまたプラスアルファで考えないといかんかなというふうに思っているところです。これについては、災害の形が雨水災害もあります、また放射能災害もありますね、それから地震、津波とかがありますが、その中で雨水災害については毎年起こり得るという、頻度、確率が高いので、これについてしっかりと考えておく必要があるというふうに思っているところです。これから質疑の中でいろいろ話が出るかと思っておりますけれども、基本的

にはそういうふうに思っているということでございます。

次に、担当のほうから答弁させます。

○議長（櫻井公一君） それでは、資料の説明を求めます。中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それでは、きょうお配りしております資料に基づきましてご説明させていただきます。

1枚目になりますけれども、2番で土砂災害防止法ということで、正式名称が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」ということで、施行が平成13年4月1日でございます。

制定の背景といたしまして、土砂災害危険箇所が年々増加ということで、対策工事のみでは膨大な費用と時間が必要ということでとても間に合わないという形で、ソフト対策の推進となっております。

法律の概要といたしまして、土砂災害から住民の皆様の人命や財産を守るということで、次の内容で推進するための法律ということで、1つ目が土砂災害のおそれがある区域を明らかにしていきますと。それから、警戒避難体制を整備しますと。それから、危険箇所へ新規住宅等が立地することを抑制しますということで、大まかにこういった内容で進めているというところでございます。

3番になりまして、土砂災害のおそれのある区域ということで、いわゆる土砂災害警戒区域、通称イエローゾーン、それから土砂災害特別警戒区域ということでレッドゾーンということで、4番と5番のほうに絵が描かれております。この中で、イエローゾーンの中にレッドゾーンが出てくるという形でございます。

4番の急傾斜地の崩壊につきましては、傾斜角度30度以上の土地が危険箇所という形になります。

土石流につきましても、その中でレッドゾーン、イエローゾーンがあるということでございます。

松島町の合計といいますか、箇所がどれくらいあるのかということで、1番になりますけれども、急傾斜地の崩壊箇所ということで、それぞれローマ数字のⅠ、Ⅱ、Ⅲとありますけれども、これは危険度1、危険度2、危険度3ということで、ローマ数字のⅠについては人家戸数が5戸以上ある場所、それからⅡについては人家戸数が1から4戸ある場所、Ⅲについては人家戸数がゼロ戸であっても、今後住宅の建築の可能性が考えられる場所ということで、注記をしております。

危険箇所といたしまして、急傾斜地の崩壊については259カ所、土石流につきましては32カ所、地すべりはございません。合計といたしまして291カ所でございます。そのうち、調査済み箇所ということで全体で58カ所、そのうちイエローゾーン分が58カ所全て、そのうちのレッドゾーンは56カ所ということでございます。

次のページ、その内訳を一覧としてつけております。土石流の箇所と、それから急傾斜地の崩壊の箇所ということで、これまでの部分が58カ所ということで、一覧表を載せております。

その次のページの図面がその位置図でございます。ナンバーが重なるような形で書いております。58番まで番号をつけております。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 資料をどうもありがとうございます。

そういう中で、このように松島町が警戒区域と特別警戒区域、あと土石流も全部合わせると291あるよと、そのうち急傾斜地が259地区ですよと、このようになっております。この数字は非常に多く、私は実はこのことは今総務課長であります熊谷建設課長時代に松島町の急傾斜地地区、この法律が施行されて、地区住民にずっと説明会をやったわけですね。そのときにも伺いました。あれから10年になるんですよ、課長。9年ですね。そのときは、こういうことはそんなに多くはなく、「おらい指定されたんだけど、どうすんだべや」と、このような話の中で推移していたんですよ。今、現実には昨今、本当にこの夏場を迎えながら、大雨、土砂崩れ、何十名の方が亡くなる、本当に近々に迫っている状況の中で、私これが2回目の質問なんですけれども、松島というのはこのように291もあるということで、近隣はどうなっているんでしょうかね。それから、宮城県は幾らあるんでしょうかね、こういう危険箇所というのは。わかりますか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 県全体ということで数字がございまして、危険箇所数については8,482カ所でございます。指定している区域は、9月9日現在で、イエローゾーンになりますけれども1,280カ所、レッドゾーンについて1,153カ所でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 近隣では、松島ぐらいこれだけ多いところというのはあるわけでしょうか。松島のことを聞いているんだからほかのこと聞かなくてもいいんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 松島は仙台市に次いで2番目ということで、かなり多いですね。多いといえますか、本当にトップクラスで、数は多いということでございます。仙台は断トツで600何件ありますけれども、松島町は291ですので2番目という形になります。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） このように2番目に多いということでございますね。それで、今資料にありますけれども291、急傾斜地区の259でもいいんですけれども、そのうち調査済みというのが58カ所ということでありますね。それ以外の箇所は調査、どのようなことで進んでいるんでしょうか。進んでいるのか進んでいないのか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 震災後、調査のほうですけれども県のほうで進んでおりまして、これまで23年度、24年度、25年度と23カ所ほど調査をしているということでございます。今後はそれに対してまた必ず地元説明会という形でやっていきますので、それをやっていきたいというふうに県から聞いております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 23カ所を今調べていると。住民に対する説明ですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） これまでも住民説明会を全部やってきております。調査が終わりまして、ここの区域がイエローゾーンになりますよと、あとこの区域がレッドゾーンになりますよということで図面を示して説明会をしておりますので、その中で意見を聞きながら指定をかけていくという形になろうかと思えます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことで、まだ開催は未定かもしれませんが、今この23カ所を調べていると。そのほかにももっと危険な場所があるのかということなんです。この図、一番最後の、このように鮮明に場所を見させていただきました。主にこれを見ますと、海岸、磯崎……、磯崎はそうでもないんですね、それから高城、特にこの周辺ですね、裏手。あとは手樽ですね。議長の周辺かなと、この地図で見ると。北部地区になりますと、なだらかな丘陵地帯が多いもんですから余りないのかなと思えますけれども、今から9年前に説明会が開催されました。あのとき、何カ所かしたわけですけれども、当時課長でありました熊谷総務課長、あのときは周知して、どのぐらいの人数が来ましたかね。ざらっとでいいです。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 私の感覚で、各エリア、エリア、危険箇所、調査済みでイエロー、レッドと出たエリアの人、その人たちを集めて、関係するエリアで説明会をしたという記憶があります。エリア、エリアによって10名のところ、それからもっと多いところというふうに、地域によってちょっと違ったのかなというイメージは持っています。ただ、私の記憶ですと集まりぐあいは手樽方面だと10名までいかなかったかなと、海岸は大体10名前後だったかなと。だから地域によってちょっと差があったかなと。逆にいうと高城とかなんかは戸数が多いので、影響範囲が多いので何十人という、そういうふうに幅があったような記憶もしています。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そのように、これだけの危険箇所が松島にはあるということは、松島町民の皆様の多くはまだわかってないのではないかと思うんですね。それで、改めてこれだけの土砂災害が起きていると、大雨も降っているというようなことでありますので、今県が考えている、これが終わりましたら早急に、とにかく1番でもいいから県の担当者にお願ひしまして、その説明会を松島から始めてくれというようなお願ひをしていったらどうなのかなと思いますけれども、そのぐらいこの松島はどこで崩れてもおかしくないような状況の中にあるわけです。そういう中で、やっぱり一番大事なことは住民の皆さんがどのような場所に住んでいるか、そういうことを改めて認識していただきたい。そういうことが役場の行政のお仕事だと思うんですね。そういうことで、一刻も早く住民説明会、周知をしていただくというお気持ちはどうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 県は県でほかの地区と段取りがあるようで、それなりにやっているとありますが、松島町では防災マップを前に配っていますけれども、基本的にはこの中に一応全部絵柄が入っておりますので、きちんと見ていただければ自分の場所がそういう場所かどうかというのはある程度わかるかと思ひます。それから、ホームページのほうにも載せておまして、あと基本的には県のホームページに移行して見るような形で今調整していますので、それらがきちんと見れるようになれば、それぞれの場所でどこがレッドゾーンかイエローゾーンか図面まで、自分の家が入っているかどうかまではわかるような形になるかと思ひます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 防災マップは確かにね、見ますと細かくて、非常にわかりづらいです。今のこの資料のほうがよくわかります。そういう中で、ホームページや何かを見ればいいんですよということになりますけれども、なかなか当然高齢者にとったら、常に家にいる人は高齢者ですから、その人たちに常にわかるような、そういうものを常に情報を与えておかないと、ちょっと失礼な言い方ですけども忘れてしまうんですよ。そういう中で、私は今度改めまして松島広報も使いながら、改めて土砂災害の危険性を皆さんに知っていただくということも考えていっていただければありがたいなと、こう思いますので、もしそのようなことが企画のほうでも考えられればひとつ取り上げていってほしいなと、このように思いますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、土石流発生、そのためにはやっぱり砂防ダムというのが大切な役割を果たすのではないかと、こう思いますね。そういう中で、広島みたいなあれだけの土砂災害になると砂防ダムが、効くんでしょうけれども、なかなか難しい。ということで、松島町の砂防ダムの現状、一体何ぼあるのかと。そしてその維持と管理、今現在どうなっているのかというようなことをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 砂防ダムにつきましては、町内に4カ所ございます。松島海岸といまして小石浜に砂防ダムがございます。それから本郷の夏井に2カ所、沢が2つありますけれども、そこにそれぞれあると。それから、桜渡戸になりますけれども紫原、どちらかという下のほうになりますけれども、あそこに1カ所ということで、計4カ所がございます。それぞれ県のほうに確認いたしまして、毎年1回、4月、5月に確認しているということでございます。砂防ダムそのものは異常なしということで話を聞いております。ただ夏井だけ雑木が少し流れてきているということで、後で撤去したいと。早急というか、差し当たりと言ったらあれですけども、支障はないということですので、後で撤去しますということでお話は聞いております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 毎年1回、4月、5月に管理していると、見ているというようなことであります。こういうものを小まめに、これは県管轄なので、市町職員が確認と、そんないまもありませんよと言われるかもしれませんが、その辺で注意深く、台風シーズン、大雨シーズン前になりますとさらにこのようなことを気をつけて管理していただければと思います。

砂防ダムはそのようになりますけれども、じゃあ砂防ダムじゃなくて、地区、地区の沢がありますよね、沢。その辺の管理なんかは、もう本当にすごいところがあるんですよ。すごいところがあります。何だこれと、これ本当に土石流なんか発生したら、山崩れしたらすっかり埋まってしまうのではないかというようなところがたくさんあると思うんですよ。やっぱり人家の密集しているところ、そういうところ、課長もおわかりかなと思うんですね。そういう中で、今復興対策、震災のやつでもう手いっぱい、そこまで管理できませんということがあると思いますけれども、住んでいる住民にとっては一大事なんですね。雨が降ったら「おらほうどうなるんだべや」「ここんとこそうなったらどうなるんだべや」という思いの中で、議員の皆様もそういう住んでいる近くの人からいろいろ問い合わせがあるかなと思います。実際私も来てますよ。そういう中で、そのような管理をしている、ちょっと鬱蒼としている沢みたいな、そういうところの管理はどのように今後進められますでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 沢につきましては、町の土地の部分もありますし、民地がほとんどなんですね、基本的に。そういった中で、例えば下のほうに川がある場合は、町の建設課のほうで管理するというような、普通河川の場合はそんな形になろうかと思っておりますけれども、現実的に大変申しわけないですけれどもそこまでは管理はしていないというのが状況でありまして、例えばそういった部分が農業用施設とか河川とか排水路とか、大きくつながる場合とか影響がある部分については、いろいろと調査したり管理したりといった形で災害復旧で直したりといった部分がございますけれども、各沢、沢についてはほとんど手をつけていないというのが現状でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そうなると、そこまでやるといっぱいあるから無理ですよというようなこともありますでしょうけれども、やはりその辺の確認はして行ってほしいと。そうすると、いざのときですよ。これは町の責任も問われるということになると思うんですよ。その辺、やはり住民の皆さんがわかるような管理、そのようなことをこれから行っていただきたい。これは町長にも、そういう沢が町内いろいろあると思うんですね。そういう危険なところ、この沢が埋まっているよと、もう木が鬱蒼としてますよと、そういうようなところですね、ところどころ見るかもしれません。そういうところ、やはり住民が本当に安心して、これは大きな災害が来たらもうどうしようもない部分がありますから、でもある程度の管理というのは町長が「ちゃんと見ろ」と言うようなことがやっぱり一番大切だと思うんですよ。職員

の皆さんはそれ以上できないと、今の状況ではと、でも住民の生命、財産だということになれば町長から一言言っていたら、やっぱり職員も動くと思うんです。その辺、お考えを示してください。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 地域防災計画をやっている中で議論はしているんですけども、松島町として自然災害の一つである雨水の際の土砂災害、そういったものはどういった場所で起こり得るかというようなことをチェックする必要があるねというふうな話はしてまして、この辺、今図上に二百何十カ所ありますが、その中でも特に危なさそうなところ、地形的に崩れそうなところとか、人家が結構あるような場所とか、そういったものについては常々監視を怠らないようにしていかなければいかんというふうに思っておりますので、その辺も頭の中に入れながら、災害対策、避難対策というのは考えていきたい。その際に関係する建設課、それから総務課、そういったところと調整を図って、抜かりないようにするというところでいきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことで、住民への周知が一番大切だと思いますので、ぜひ決まったら早目に皆さんに説明をしていただきたいと、このように要望をいたします。

それで、1番と2番、もう説明終わりましたので、今度3番目に移らせていただきたいと思っております。

勧告、今言われたように非常に遅きに失したというような、結果論でなるんですね。そういうことで、非常に難しい判断を迫られるわけでございます。じゃあ松島町が一般的に、防災計画にも出ているんですよ。このときはこうなりますよ、こうなりますよと。そういうことで、改めまして避難勧告、そういうものの指示の判断、どういった時点で。ということは先ほど町長が石巻の、先週の11日、たしか夜中の1時に大雨が降って、4時ごろ避難指示が出たと。そういう流れになっているわけですよ。91ミリ降ったと。あのとき東松島もそのような状態。東松島はちょっと情報わかりませんが、石巻のやつを見ると避難指示も出された。その前に避難準備警報、そして避難指示と、こういうふうになっているわけです。松島町の防災計画の中にも、1時間20ミリ、そして3時間で100ミリ以上を超せば準備体制に入りますよと、このようにうたっているんです。そういう中で、今現在20ミリなんていったら、本当にちょっとした雨で20ミリですから、今。今はそれ以上はるかになるわけですよ。そういう中の判断、避難勧告、避難指示ですね。準備から入りましょうか、避難準備、避難

勧告、避難指示、こうなるわけですね。そういう中の判断とはどのようなことをお考えになっていますでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） これについては、おっしゃるように最近数字が大きくなっていますので、その中でどうあるべきかについてちょっと内部でも話はしているんですが、今の段階ではこの数字になったら出すとかというのはあるわけではないんですよ。状況を見て決めていくというふうにはしています。自然災害の種類によって出し方は違うと思うんですね。雨水の浸水、排水がのみ切れなくて浸水するケースとか、それから土砂災害のケースではおのずからやり方が違う。水かさが急激に増してくるようなときに避難指示、勧告とかをすることかえって危ないというようなことがあったりしますので、一方では雨水による土砂災害であればこれは割と早目に入れなければいかんとか、タイミングを逸した場合には上に逃げるとか、上というのは2階とか、崖から遠いほうに、家の中で避難するとか、そういったやり方がちょっと違うと思うんですけれどもね。その辺も踏まえながら、少なくとも今の段階では明確な基準とかをつくっていないので、ケース・バイ・ケースでできるだけ的確な対応になるようにやっていきたいというふうには思っています。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） この辺、何回も言いますがけれども非常に判断が難しい。本当に難しい。今見直しをかけておりますけれども、どうしても見直しをかける分にはこういった判断基準というのを示さざるを得ないんですね。この中で、議員の皆さんも当然わかりますけれども、洪水の場合はレベル1からレベル5まであるわけですよ。レベル2から注意情報、そしてレベル3になると警戒、そして初めてレベル3からは避難勧告発令と、このような判断が迫られると。その判断はここからだが高城川、それから上流部で、その降水量によって変わってくるかと、こう思うわけですね。そういうことで、とにかく日中だったら判断しやすい。しかしながら夜ですね。本当に石巻も、それから広島も、今回の大災害というのは夜が多いんですよ。そういう中で、この判断が非常に難しい基準になるかなと、こう思うんですね。これは後で「勇気を持って避難勧告を」というところに続くわけでございますけれども、やっぱり本当に勇気を持ってやっていかないと、後で失敗したというようなことにならないように、この判断を誤らないようにしていただきたいなと、こう思っておりますけれども、担当の阿部さんがいないですからね……、今町長が言ったことが最終的なことになるかなとは思いますが、これ以上判断はそのケース・バイ・ケースだということになれば、そ

の部分でいたし方ないのかなと、こう思いますけれども、改めて勧告と指示というのはどのようなになっているんですかね。これなかなかわからない部分があると思うんです。勧告とはどういうものか、指示とはどういうものか。どちらが上位なのか。わかりますか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 勧告ですので、「自主避難してください」と。指示になると命令ですから、「避難しなさい」。ですから、重みとしては指示のほうが周知としては重くなるという形になります。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういう中で、石巻のやつを見ると勧告よりも指示にいつているんですよ。ずっと経過を見てみると、勧告はないんですよ。ばさっと準備警報から、その間に一気に来てるんですね。だから指示になったんです。そういう中で、結果的に町民の命が守られればそれはどちらでもいいと、そのぐらい切迫しているんだよというようなことも、やっぱり私たちも議員として町民の皆様にはこういうときはこうなんだよというようなことを常々言っていかなければならないと、こういうことでありますので、的確なその状況判断をよろしくをお願いをしたいと、このように思います。

そして、4番目に入りますけれども、大雨時に防災無線は本当に聞けないですね。ということで、次の「情報伝達をどのようにするか」というようなことになるわけですよ。そういうことで、恐らくあした高橋利典議員が私と同じような質問になると思うの。ちょっとここで質問しにくいんですけども、基本的なことを、あした（「いっぱいネタ持ってるから大丈夫」の声あり）そうですか、では私、前の第1常任委員会委員長でございますからね、ずっと彼は言っていたわけだから、じゃあその辺で、皆さんも私たちも雨が降っているときあの防災無線、本当に聞きにくいということがああるわけでありまして。その辺の状況は町長、いろんな人から聞いていると思いますけれどもご認識していますでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） ほとんど全員の方、ほとんど全部の町で、全国でそういう話になっています。ですから、これはちょっと考え方をこれまでと変えて、防災無線で災害情報なり避難情報なりを出すんだよと、メインはということではなくて、それが使えるようなケースのときはそれでというようなことで、皆さんだんだんコンセンサスがとれているのではないかと、日本全国です。ですから、災害の種類によって防災無線を使っていいもの、それからだめなものというようなことの仕切り、区別が大事かなというふうに思っております。私ども

も3年半前の震災でもってそういったことを経験していますので、その対応としてさまざま何種類か、これまでも試みて、現行でも実施しているものがあるわけですが、その辺は担当のほうから説明します。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 今言ったように、防災無線が聞こえないということがあります。そういうことについては、当然建物も気密性が高くなって、当然聞こえないんだよと、それはもうだんだん文化の発達によってそうなってきたよということがあります。そういうことから、町では新たな情報の発信手段として、多分議員さんご存じのとおり平成23年度からは登録制になりますけれども安全・安心メール、それから昨年度からはエリアメール、それから携帯電話のメール機能を利用した情報の発信ということを行ってまいりました。また、宮城県の総合防災情報システムを介しまして、今よくテレビでありますけれども、テレビのデータ放送等に情報を流していると。よく見るかと思えます。そういうことに伴いまして、あと町のホームページ、ツイッターからの防災情報、避難情報等が閲覧いただけるようになってきております。ということで、今までも取り組んでまいりました。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そのように対応をなしているということはわかります。家にいる人は当然テレビで逐一出て、今は雨の状況がどうなっているのかと、そういうことまでテレビでやると、そのようなことがあるわけで、本当に易しくなって、わかりやすくなったなど、このような思いがあるわけです。

今、町長が幾つか対応していると、検討しているということがありましたね。この防災無線以外に。じゃあ幾つかというのはどのような対応を考えていらっしゃるんですか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 今、担当課長が述べたようなことです。今後の方向については今検討中なものですから、この場ではちょっと省略させていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） もう皆さんも早く戸別無線やれと、こういう思いなんですよ、皆さん。町長、わかると思うんですけれども、これは高橋利典さんの質問とかぶるので申しわけないんですけれども、もう東松島、大郷、当然やってますね。大衡も今年度中に終わるんです。大和も工事始まります。色麻も始まります。町長、もう防災無線では今だめだと、聞こえないと。これは外にいる人たちの広報にはいいけれども、部屋にこもっている人には全く聞こ

えないと。そういうことで、今各自治体はそのようにもう検討、もしくは工事が入って対応しているんです。そういう中であって、松島もこれだけの大震災、いっぱいいろんな情報が入って、皆さんからの苦情が町長に山のくらい入っていると。このような状況の中で、やはり松島町も恐らく検討はしていると思うんです。そして、震災後各公民館、松島の施設の中に無線機を置きましたね。小型受信機。あの小型受信機、松島に何台あるんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） トータルで43カ所ほどあります。場所についてはご存じかと思えますけれども、集会施設とか学校とか保育所等々合わせまして、公共施設含めて今43カ所に配置しております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 43カ所の公共施設にはあるということであります。それ、予算が恐らく1台7万円か8万円であのとき買ったのではないかなと思うんですけれども、いかほどでしたか、1台。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 正直言いまして買ったときの値段まではちょっと覚えていないんですけれども、たしか今ぐらいですと大体10万円まではかからないというふうに見ています。多く見ても1基10万円ぐらい、数がふえればもっと落ちるかなという気はしますが。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 1基10万円というのは非常に高いんですね。本当に高いです。これはメーカーによって違うという話がありますので、何とも言えませんが、実は私この機会にやっぱり戸別無線機を導入する方向で検討したら、早急に入ったほうがいいのではないかと、ご提案なんですけれども。今10万円。10万円というと単費……、補助の道というのはこれはあるんでしょうか。普通はこんな大事業をすると、防災無線は補助事業で入ったと思うんですけれども、戸別無線機というのは補助があるわけでしょうか。まずそこから聞きたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 今の段階で詳細に確認はしていません。問い合わせもしていませんが、今の段階でちょっとないのかなというふうに見ております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今、ないとおっしゃられました。実は、大衡に聞きました。大衡、大和は補助事業です。そして、色麻も補助事業です。（「自衛隊」の声あり）そうそう、自衛隊。それはわかるんです。何で私これ言うかということ、あそこは自衛隊の補助が入る、松島はこの明神踏切、自衛隊のあれでやったんじゃないですか。違いますか。松島は、反町の自衛隊があるというようなことで、その補助は使えないんですかね。副町長、教えてください。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 種類が違うということなんです。ですから、反町弾薬庫とか自衛隊のあれがあるから必ず補助があるというものではないということです。ですから、三小とか四小も学校をつくったときに、飛行場の防音とかという、防音でつくりましたよね。だからそういういろいろな種類があるということなので、反町弾薬庫があるから、自衛隊の施設があるから色麻とかあちらと同じようなものということではない。ですから、できたのは県内で色麻と大衡と大和という3カ所ですよね。それは防衛で、王城寺原があるのでいろんな、（「周辺整備」の声あり）ということのできるということなので、それと一緒に考えでじゃあ松島もということはないと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ありがとうございます。そういうことで、しからばないと。何とか防衛庁の補助、そういうものは全くないわけですか、ほかも。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） それは確認はしていませんけれども、昔の防衛施設関係はいろんな事業をそこでやりましたけれども、今簡単にということはないと思います。ただ、絶対ないとは言えませんので、それは探してみますけれども、昔みたいなものではないとは認識しています、今の流れとしては。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 大衡は防衛の予算で75%もらっていると、補助率75%だと。そうすると、単純に計算して、8万円で買ったというようなことを聞いていましたので、75%、松島は5,600件、1億1,200万円くらい、それで導入できるのかなと。これぐらいだったら何とか財調、20億円の財調ですよ。本当にそういうものも、こういうときに使わなければいつ使うんですかということになるんです。今皆さんがお金の使い方、こういう防災に使うんだったら誰も文句言わないんですよ。よくやっとな、かえってお褒めの言葉をいただけるんです、この時期は。だから私はこのような、ただ10万円の5,600件、補助がないというのではちょっと

難しい。これは難しい。ですから、私単純に安易な考えで今防衛庁のというふうに言いましたけれども、何かの補助の道を探していただければと。このことについては後で高橋議員がおっしゃると思いますので、このぐらいで私やめます。本当はこれあると思ったので、これでもって財調を使ってくれと、そういうことだったんですよ。そんなもんで、私これはちょっといいこと聞いたなと思ったものでこのようなことを言いましたので、ひとつ探してください。そして、一日も早く皆さんの安心な声を聞きたいと、このように思いますので、改めて町長に対応を聞きたいと思います。本当にどのようにするのか。今後とか何とかというんじゃなくて、本当にやると。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 理想を言えば、防災の戸別無線機を各家庭にというのが理想だと思いますね。ですけれども、これまでの話でおわかりのように資金が町レベルでは調達できないということです。今後じゃあどうするのかということですが、これは企業とかでいろんなことを考えているんですよ。だから、何らかの有効な手段というのが出てくる可能性もあるので、その辺は情報を常に集めながら、一つ一つ検討していくということは怠りなくやっていきたいというふうに思っております。

あと、全戸配付というのはなかなか難しいんですけれども、ある程度いわゆる災害弱者の方々とかのために個数をそろえられる分だけそろえるというふうな方法もあるのかなというふうには思いますけれども、そういったことで今後研究していきたいということでございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。これに関しては、あと後輩に機会をお譲りいただければ。

○10番（色川晴夫君） はい。これで防災無線は私は終わります。これ以上言うとあれですから。

そういうことで、今度は一番最後の質問になります。避難勧告のおそれが指摘されているということで、強い信念と勇気を持って早目に勧告を発動してくださいというような趣旨の質問なんでございます。

広島に戻りますけれども、広島は1時間に100ミリを超している状況の中で、これは新聞報道ですよ、勧告を出すかどうか検討していたと。市は防災メールの登録者に大雨の注意を喚起していたと。その後あの状況になって、勧告が遅くなったと。市長は、非常に残念であると。勧告を出すべきかどうかちゅうちょしたと。今後検討していくと。そしてまた市長は、空振りでもいいから勧告を出すという基本を踏まえたほうがいいと。このような新聞記事の内容でありました。これは次の日の河北新報でした。

そういう中で、ゲリラ豪雨、とんでもない雨がとにかく降るわけですね。それで、8月の1時間当たりの最高の降水量、広島は101ミリですね。その次は大牟田、98.5ミリ。長崎、高知、この辺が98ミリなんです。京都、徳島、この辺が87ミリ。あとがずっと80ミリ台。とにかく1時間で、主に西日本が今回多いんですね。北海道もあったんですけども、先日は石巻と。このように、今までの気象では考えられないくらい地域での突発的な大雨が降るといようなことがあって、予報官も今の技術では予測するのは非常に難しいです。そういうことがあって、避難勧告やそういうものが遅くなるということがあるかもしれない。しかし、勧告は間に合わないにしても避難準備警報、そういうものは出せるのではないかと思うんですね。ここまで来てますから、町民の皆様、避難の準備にそろそろ取りかかってくださいとか、そういう意識喚起を促すと。そうすると、気持ちがやっぱり変わってくると思うんですね。最初から勧告、指示とばんといきますと、どうしても間に合わない時間帯があるわけですね。そのために、予報を見ながら、やっぱり準備情報を的確に出すということが私非常に大切だと。初動です、初動。それが一番大切だと思うんですけども、この辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 広島市長の話というのは、ああ失敗したなと本当に思ったんだと思うんですね。だったら最初からやれなかったのかと、そこのところがよくわかりません。うちの場合は、この前石巻でいっぱい降ったときは予報データ的には大したことなかったんです。そしてやっぱり大したことなかったんですよ。そこところが難しいですね。だから、先ほどもちょっと言いましたけれども、避難する際の項目というんですか、被害の種類がありますよね。雨水による土砂崩れなんかの場合はひどいですよね。広島もそうだし、去年ですか、伊豆大島もありましたね。あの人も何であんなことしたんだろうなという話、首長さんの話ですよ、思うんですよ、私もね。東日本大震災であんなことがあったのに、そういう行動でいいんだろうかと、私も思いました。だから、そういうように我々としても経験はしていますので、あの二の舞だけはすまいというふうには思っています。ただ、広島の場合は前にもあったらしいですよ、何年か前にね。（「10何年前。1999年」の声あり）にもかかわらずそうだったのかなと。やっぱり忘れるということもあるし、危機に対する感覚がちょっと甘かったのかなというふうに思います。だから、広島市長は「いや……」とかと言ってもちょっと許されない部分はあるかもしれないなというふうに思っているんですけども、ちょっとだらだらしましたが、災害の種類があるとやっぱり思うんです。土砂災害のような

ものは、これは相当危険なので、でもこれは2日ぐらい雨が降らないと起きませんので、その場合には例えば松島でそういうふうなことがあれば、これは的確に、あれ以上の確には動けるんじゃないかなというふうに思うんですよね。ただ、雨水排水がはき切れずたまってしまったと、浸水したというような場合については、急激なところもありますし、またその段階で勧告なり指示なり出したときに水に足をとられるとか、車が水につかって逃げられなくなるとか、そういったこともあろうかなというふうに思いますので、ケース、ケースに従ってそういう対応を考えていく、勧告なり指示なりを出すタイミングを考えていくべきなんではないかなというふうに思っています。今思っているのは、集中的な豪雨で排水が処理できなくてたまっている場合には、これはやっぱり家の中にいたほうがいいんじゃないかというようなことも考えていまして、そういった部分の条件も頭の中に入れてながら対応を考えていきたいというふうには思っています。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 私たちは3年6カ月前に、津波という大震災に遭ったと。地震がおさまってから40分後ですよ。時間があるんですよ、40分という。その間、津波警報、避難、そういうことで余裕があると。今振り返ればそのようになるわけ。ところが、夜あだけの豪雨、今町長言われたけれども私は非常に難しいと思うんですよ、出すの。あの震災の津波の警報とは今回違います。だから、今町長が言われるように何だというようなことは私は一緒にたには考えられません。実際松島町がああいうふうになったら、本当に間髪入れずに、今はできると思うんです。あの震災、いろんなものを見ていますから。ところが、広島とかほかは今回が初めてだと。住んでいる住民もこんなところ見たことない、今まで経験したことがないという人たちがほとんど全部なんです。それでもって発令するということは非常に難しいことなんです。もし失敗したらと、空振りしたらと、住民のお叱りはまともに来るわけですよ。そういうことになって、今回広島市長がこのようになったということ、本当に同情いたします。お気の毒ですと。しかし、私たちはそういうことにならないように、そういう本当にいい事例がありますから、やっぱりこういうときに備えて町長初め役場職員が的確にやっていただくということが一番の任務であります。

それで、これも新聞に書いていたんですけれども、新聞新聞と言うと申しわけないんですけども、「空振りでも逃げる習慣を」という記事があったんです。自分が住んでいる場所はまずどんなところかを認識してほしいと。ハザードマップは松島町内には配られておりますから、これを確認することだと。しかし、これはあくまでも目安にしかすぎませんよという

ことなんですね。それで、今言われたようにグッドタイミングで住民が避難するタイミングを正確に判断することは難しいと。あとはテレビとか何かでその情報を頼るということになるわけです。そういう中で、災害から身を守る、川の増大、危険を感じたら常に住民は逃げる体制の習慣づけがここで必要なんですよということを言ってるんですね。そして、結果的に逃げて空振りになるかもしれないけれども、それをやっぱり恐れることなく、こういう習慣づけを住民の皆さんにさせていただければ、少しでも被害が少なくなると、そのようなことだと、こう思うんですね。全く私そうだなと思います。

しかしながら、自分の今までの経験上、ここにはこういう、仮に津波が来なかった、今までここは雨が降ったって土砂崩れもない、そういうことの今までの自分の経験で私たち判断するんですよ。津波、沿岸部の人は常に訓練を受けていますから、逃げるんです。今回多く亡くなっている人は、かつてここまで水は来なかった、その奥で亡くなっている人が多いんです。皆さんおわかりだと思います。行ったらびっくりします。何でこんなところまで水が入ってきたか。そういうことが、同じことが言えるわけでなんですね。そういう中で、行政は常に、先ほども言いましたが人の安心・安全を守るということでございますので、やっぱり勇気を持ってこれから、まず避難準備体制から発令していただいて、一発で避難勧告でなくて、緊急のときはそれでもいいんですけれども、やっぱり初動です。皆さんの心の準備をまずして、そして避難勧告、避難指示、このようなものを的確に、勇気を持って出してほしいと、こう思っているんですけれども、町長に最後にその辺をお聞かせいただきたいと。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 勇気を持ってというのはそのとおりだとは思いますが、じゃあちょっとしたやつでもどんどん出していくかということ、今度はオオカミ少年になってしまいますから、ここが難しいんですよ。これはなかなか回答が出ないですね。だから、そうならないように、かつうまくいくようにということで、今おっしゃった中でなるほどなど、参考になると思うのは、住民の方一人一人が逃げる癖というのは、確かにそれはあるかもしれないと。我々が受けた3年半前の津波の後、何回避難勧告とかそういったケースもありましたが、ほとんどはお逃げになってないわけですよ。あんなものは何百年に一度だからということはあるんでしょうけれども、住民の方一人一人が自分なりに考えて、安全策を講じていただくと。これは行政側として何もしない、責任ないよということではないですけれども、やっぱり住民の方々にもそういう意識を持っていただくための情報を我々のほうから与えていくというようなことが必要だなと、今お話を聞いてそう思いましたので、地域防災計

画を今つくっている中で、どうも細かいところまでなかなか、地域防災計画の中ではいかないというのがだんだん私もわかってきまして、もっと細かいのが必要だなというふうに思っています、その細かいことの中に今議論になっているようなことが入っています。それを何とか松島町として取りまとめていきたいというふうに思っているところです。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことで、ひとつ判断は難しいと思いますけれども、そうすると、これが最後になりますから、住民の皆さんは避難するわけですよ、当然。そうすると避難所はどうなるのかということになるわけです。質問要項には入っていませんけれども、今度、松島地区、津波を受けたところの避難場所は新しくなります。非常にいいです。完成すれば、じゃあほかのところはどうなのかと、こうなるわけですね。そうすると、松島に33カ所ですか、集会場所があります。そのうちの何カ所かが避難施設になっております。しかし、避難場所にそぐわない場所がいっぱいあるじゃないですか。自分の家にいたほうがいいのか。そういう中で、避難が長期になるか短期になるかわからないわけですよ。やっぱり広島さんみたいに、津波みたいに長期になると、こうなると快適な生活というんですかね、やっぱりタコ部屋みたいなどころになるわけですから、すし詰め状態。やっぱり不愉快なそういう施設の中じゃなくて、快適な施設の中に何日間でも避難していただくと、このような体制づくりが本当に必要だと思うんです。そういう意味を込めながら、もう一回松島町が避難所に指定されている場所の環境整備、耐震も今どんどん進んでいるんです。それはわかります。しかしながら、住民が長期的なスパンで避難する場合の対応、その辺の確認をさらにやっていただきたいと、このように思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 地域防災計画の中で本編の中には入れ込めない部分が多々あるというふうな話はしましたね。今の話もまさにおっしゃるとおりなので、私この前もコンサルを呼んでちょっと話をしたんですけれども、我々役場であったり町民であったりが求めているのは、法律や条例やバイブルのようなものをつくれればいいというものではなくて、そこから具体的に一体ここに津波が来たらどうするんだとか、山が崩れてきたらどうするんだと、そのときにそこにいる人がどういう経路でどういうところに行けばいいのと。そこへ行ったらどのぐらいの期間そこでとどまっていなくちゃならないのと、そういったことも考えて、何か紙を出してもらえばすごくいいんだよというふうな話はしたんですね。おっしゃるとおりなので、そういうところも踏まえてというか、フォローできるようなマニュアル的なものはしっかり

とつくっていききたいなというふうに思っていました。地域防災計画の話が出ましたので、今年度の事業で取りまとめることにはなっているんですが、今までであったような意味で県と自治体と、あと各専門家の間での申し合わせ事項、それから条例等そういう震災の中でつなぐような、それぐらいのものが地域防災計画なので、そこから先が必要だなと、そういうのを言っていたんですけども、なかなか成果として出てこなかったんで、その辺についてもちょっと考えていかなければというふうに思っていましたので、そういったものが整理されたときに今のようなお話が明らかになってくるのかなというふうに思っています。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） このような大震災、あと大雨、いつ我が松島町に来ないとも限りません。あした来るかもしれません。そういう中で、私たち、そして職員の皆様、皆さんの任務が非常に左右するわけでございます。どうぞよろしく対応していただきまして、町長が言われる本当に安心して暮らせるまちづくり、そのようなことを目指していただきたいと、こう思っております。終わります。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員の一般質問が終わりました。

一般質問継続中でありますけれども、ここで休憩をとりたいと思います。再開を14時25分といたします。

午後2時10分 休 憩

午後2時25分 再 開

○議長（櫻井公一君） 一般質問を続けます。

それでは、8番今野 章議員、登壇願います。

〔8番 今野 章君 登壇〕

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

通告をいたしております2点について、順番に質問させていただきたいと思います。

通告文どおりでございますので、読ませていただきたいと思います。

1問目は、「眼科や耳鼻咽喉科など受診しやすい環境を」ということで質問をしております。高齢になればなるほど、眼科や耳鼻咽喉科などこれらの診療科目を受診する機会が大変多くなってきますが、松島町の町内には身近で利用できるこうした院所がなく、隣接しております塩竈市さん、あるいは利府町さん、あるいは仙台市に出かけていかなければならないというのが現状ではないかと思っております。高齢者の皆さんは年金の受給額が年々減額をされて、一

方で消費税増税と物価の上昇もあって、実質収入が目減りする中で医療費の負担も大変であるけれども、隣町に出かけていくための交通費などもばかにならないと、こんなふうに言っておられます。

そうした中で、町内に眼科や耳鼻咽喉科などの診療科目があればいいなという高齢者の声を数多く聞くわけでありますが、眼科や耳鼻咽喉科など受診しやすい環境を整えることは町の役割でもあるというふうに私は考えております。町長はこうした声をどのように把握していますか。このような高齢者の声に応えるための町の取り組み、これまでどのように行われてきたのか、最初にお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） これまで病院、医院の話では小児科の話は随分あったんですけども、眼科、それから耳鼻咽喉科、こちらについては特段そういったお話というのは私は聞かなかったもので、また今後考えていくのはどうかというのはこれからのお話し合いの中で出てくると思うんですけども、少なくとも今まではそれに対して役場としてのリアクションというのはしていなかったということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 町長もいろいろ町内をお歩きになるかとは思いますが、そういう高齢者の話自体余りお聞きにならなかったと、そういうことなのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 膝が痛いとか腰が痛い話はあるんですが、眼科とか耳鼻科の話は……、88歳とかでよく回りますよね、99歳もあります、何とか町内にというのは聞いたことないです。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） なかなか米寿だとか何とかのお祝いに行ったときというのはかたい席ですから、そういうくだけた話はなかなか出ないと思いますので、そういう場所で聞くというのはなかなかないかとは思うんですね。やっぱりいろいろお茶飲みをしながら歩いていると、「松島にはさっぱり眼科もなくて本当に大変なんですよ」と、「耳鼻科もほんとにね」と、こういう話になってくるんですね。そういうことで、ぜひ高齢者の皆さんのそういった声に応えていただきたいと、こういうことできょうは質問をさせていただいているわけです。

本町での眼科や耳鼻咽喉科の開設、このことを考えるということになれば、当然新設をする場合、あるいは現在ある病院等々にお問い合わせをして、診療科目の開設をしていただくと、こう

いう場合が考えられるのではないかというふうに思っているわけではありますが、残念ながら1万5,000人ほどの町にそういった医療需要がどれだけあるのかということになると、なかなか難しいのかなということは、これは自明の理といいますか、聞かなくてもわかるじゃないかと、こういうことになるのではないかと思います。ですから、そういう意味ではこういった医療機関を町に持ってくるということになれば、当然町のほうがお医者さんを探したり、あるいは協力を求めたりということをお願いをせざるを得ないと、こういうことになると思うんでありますが、もし眼科あるいは耳鼻咽喉科、こういうものを町内に持ってくるといったことを考えたときに、どれぐらいの初期投資になるんだろうか、あるいは最初の初期投資以外のその後の当然継続支援ということも含めて考えていかなければならないと思うんでありますが、そういった支援というのはどの程度になるんだろうかといったようなこと、そんなことも考えておかなければならないというふうに思うわけではありますが、町としてはそういった問題についてはどういうふうにお考えなのかということをお伺いしておきたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） これまでいろいろ私も総合計画とか子育て計画とかやっている中で、小児科の話はすごく言われていて、もう震災前の話なんですけれども、町の医療関係者の方にそういった話をしたところ、結果としては役場がそういった先生を呼ぶとかはちょっと無理なんじゃないかなと、ざくっと言ってしまうとそういったお話だったんです。今回、耳鼻科、眼科があれば私もいいと思います。ついでにアレルギー科なんかもあればいいと思うんですけれども、そういったものを呼び込むに当たって、呼び込む行動を起こすか、役場として予算化するかということだと、まだ何もしてない状態なんですけれども、ちょっとなという感じはするんですね。それはなぜかという、うんと必要であると思われた小児科というものが現実問題としては引っ張ってこれなかったというのからそういうふうに思っています。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 数からすると高齢者のほうがはるかに小児よりも多いわけですね。だからもちろん小児科も要らないということではなくて、小児医療についてもそういう体制が十分に整っていくということは私も大事なことだと思いますが、やっぱり小児にしる高齢者にしろ、医療需要というものがあるわけですね、町内には。しかし、その需要に対して供給するサイドがなかなか応じ切れないと、こういうことなんだろうと思うんです。ですから、そういう点ではやっぱり行政が間に入って調整を図っていくと、そういうことが大事になって

くるのではないかなというふうに思うわけであります。

そういうことで3つ目の質問を書いているわけで、眼科や耳鼻咽喉科など診療科目の開設に向けての真剣かつ真摯な取り組みがその可能性を切り開くと思いますけれども、新規の高齢者保健福祉計画の中でこれらの位置づけなどについてどんなふうに考えているのか、今後の町の取り組みという側面でもどう位置づけを考えているのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 担当のほうから答えさせます。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 宮城県のほうでも、住民が健康で安心して暮らせるようにということで、病床数の整備を図るような地域医療計画を策定しておりますが、松島は仙台市を含む5市8町1村で構成される仙台医療圏のほうに入っております。この中で、病院とか病床数のほうとかも充足されてきておりますので、このような新たな医院の建設とかも難しいのかなと考えております。松島は交通の便もよく、アクセスもよいことから、眼科とか耳鼻科の先生がなかなかいらしていただけないのもありますし、あと高齢者の方も病院の先生を選んで行く時代ですので、なかなか本町に計画をつくって先生をお呼びしてというのは難しいのかなと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） なかなか難しいというお話で、だから真剣かつ真摯な取り組みが必要なんですけれども、県の地域医療圏の構想ですか、これで県内を5つだったでしょうか、6つだったでしょうか、忘れちゃったけれども、分割して、その医療圏の中でのベッド数等々を決めて、そこに押し込んでいくと、こういうやり方になっているわけですね。問題はそういうことではなくて、地元松島の高齢者の皆さん方を中心にやはり遠くまで出かけていくということの大変さの中で、この松島に眼科や耳鼻科が欲しいんだと、こういう要求があるわけですね。ですから、医療圏がどうのこうのというのはそれは上から目線の話であって、松島町民の思いといいますか、先ほど決算の討論でも一番最初に申し上げましたけれども、国、県の言いなりじゃなく、町民の思いをしっかりと届けていただく町政になってほしいんだと、町長になってほしいんだと、こういうお話もさせていただいたところだったんですが、やはりそういう点ではそういう希望、要求が地元にある、そのことをどうやったら解決できるのかと、こういう立場で物事を考えていく、そのために高齢者保健福祉計画の中にもそう

いうものをしっかりと位置づけながら取り組みをするということが私は求められているのではないかというふうに思うんでありますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） これもそうあったらいいはそうなんです。理想的に言えばそうなんですけれどもね。しからば現実はどうするのということですよ。そこが苦しいところなんです。ですから、町長として町の行政施策としてそれを目標に掲げるということは、字面で書けばそれはそれで済むんですけども、そこから先の現実化するまでの道筋とか可能性とかといった場合に、そのこのところ何にもなくじゃあ書いただけ書けばいいというふうには私は思わないので、その辺はすぐ書くとはちょっと私は言えませんが、ただそういったご要望とかが根強くあるということであれば、それに対する対応、考えなくちゃなという気持ちにはなっています。ただ、やはり最終的に引っ張ってくるとすれば個人的なつてでもってそういうお医者さんを引っ張ってくるとかと、そういった話にならざるを得ないわけですよ。だからそのこのところをどうするのかなというのは最後に残るところだろうなというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 理想的なことを私は言っているわけです。やっぱり政治家は理想をまず持たないとだめだと思うんです、私はね。ですから、町長にもぜひ理想を掲げていただいて、その理想をどうやったら実現できるのかという立場でやっぱり取り組むということが大事なんではないかなというふうに思います。

医者探しの話に今なりましたけれども、医者を探したらじゃあ施設はつくってくれるのかという話にもなってきますし、ここは一緒に住む話になっていかないと片手落ちになってしまうんですが、お医者さんだって例えばこの震災の状況の中で、気仙沼の本吉ですか、あそこの病院に行って被災者の支援をやろうということで来たお医者さんがいたりとか、離島に行って医者やりたいと言って来る人だっているわけですよ。ですから、そういった地域に貢献したいと願っている医者というのは必ずいるのではないかと私思うんですね。そういうお医者さんを探すための手だてをどうつくっていくのかということだって私はあると思うんですね。そういう意味では、必ず何年後かにつくりますというんじゃなくて、そういうものを目指しながら、そういう努力をするぞぐらいのことは出てこないのかなというふうな気もするんですが、ここで終わりにしますなのでこの点だけお答えください。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 私もいろいろテレビとかで見たりするんですよね。ベトナムから医学部を受ける人を連れてきて、やっている町がありましたね。岩手県のどこか。なるほどねと思いました。そういうのというのはやってみないとわからないところがありますので、やらないと言っているわけではないですから、ちょっと歯切れが悪くなりますけれども、今野議員がそういうふうにおっしゃったと、そして私はそれを聞いたと、その場で断らなかったということにしていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。何とか気持ちのどこかにはとどめておきたいと、そういうことなんだろうなということでお聞きをしておきたいというふうに思います。

それで、今お話ししたようにやっぱり町内に眼科や耳鼻咽喉科、こういう非常に科目としてもなかなか少ない診療科ですから、大変なわけですよね。そこで問題なのは、先ほどからお話ししているように町内にあってほしいんだと、なぜ皆さんそう言っているのかというと、やっぱりそこまで行くのが大変だからなんですね。それで2つ目の質問になるわけなんです。そういう意味では、ここに書いてありますように高齢になればなるほど目とか喉とかだけではなくて、さまざまな病気を患うということになってくるわけです。町内にはもちろん病院もございましてけれども、町内に受診したい診療科目がないという場合にも近隣の市町村に出かけて行って診察を受けなくてはならないと、こういうことになってくるわけです。公共交通機関を利用しても、家からや、あるいは病院までの道のりといいますかね、そののこのころを移動することがまた大変なんですよということがあるわけです。こういうお話はこれまでも何度かさせていただいてきているわけで、この間そうした高齢者への移動支援策ということで、東大チームが開発しているオンデマンド交通システムなどを参考に、その確立を行ってはどうかということでお伺いをしてきているわけでありましたが、そういうことについてこの間検討されてきたのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 以前に、震災前ですかね、そういったお話がありまして、私も興味深いねというふうに答弁した記憶があります。その後なんですが、役場として調査費用をかけて調査したということはないです。内部的にいろいろ議論する中で出た結論というのが今の仕組みなんですよ。今の仕組み自体は前からありますけれども、これを大幅に修正するというようなことまでは要らないのではないかというふうな結論で今のことをやっています。どこがいいのかというと、オンデマンドバス等についてどちらかといえば今我々がやっている

のがアナログだとすればオンデマンドのほうがちょっとデジタルがかっているというか、仕組みが難しい、複雑なんですよ。あと、予約して来てもらうということなんですけども、これも予約に事前に時間がかかるのかそういったことがあるんじゃないかとか、ということを考えてみると、今の我々松島町でやっている路線バスシステムで、かつ70歳以上が無料、それと高齢者向けのタクシー、燃料等、これはシンプルですし、とても使いやすいんじゃないかということで、この制度でいいんじゃないかとまずは思っております。

ただ、ほかの自治体の事例とかを見ると、デマンド交通なんかについてもいろいろ改良点があったり、ハイブリッドな形というんですか、路線バスのところとの兼ね合わせとか、そういったものもあって、システムが改良されているというか使いやすいものになっているようなところもありますので、この辺は研究しながら、松島町としても高齢化はもっともっと進んでくるので、そのときのやり方として今のやり方がいいのか、それともハイブリッド型みたいな方がいいのか、その辺は研究する必要があるなというふうには思っていて、現在の制度を保ちつつ、研究しながら、よりいいものを取り入れていくというような方向がいいのではないかというふうなのが今の結論です。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 要は検討してなかったと、これからまた検討するかもしれないと、そういう答えなのだろうというふうに思います。私は町営バスを全部廃止しろとか、そんなことは全然考えていなくて、町営バスとオンデマンドのシステムの複合的なやり方で考えたらいいのではないかなというふうに思っていて、そういう立場で提案をしてきていたつもりなんですけど、しかも日本で最も高度な大学の東大の人たちがチームをつくって、このオンデマンドシステムの開発をやっておりまして、言ってみれば自動配車システムなんですよ。そして、パソコンを使って経路も時間も計算してつくっていくと、そういうシステムですから、かなり高度なものに、やっぱり人間が考えた以上にスムーズにデマンドタクシーを走らせると、こういう内容にはなっているようなんですね。ですから、そういう点ではかなり利用度の高いものなのかなと。先日お話ししたときも、それぞれあの当方で国内で20カ所以上、もう実証実験をやって、かなりいいものだというふうになっているよというお話をさせていただいたつもりだったんですが、もう一度この辺を見ていただいて、ぜひ検討の俎上、すぐというわけには当然いけないと思います、私も。でも町長おっしゃるように、本当に高齢化がどんどん進んでいきますから、歩くこと自体がかなり困難だよという、歩けるんだけど長距離を歩くのは大変なんだよと、こういうケースがふえてくると思うんですよ。まるっ

きり歩けないと介護タクシーとか有償サービスとかいろいろ出てきますので、これまた別な話になるんです。そこまでいく前と健常者との間にそういう人たちがまだいるわけですので、そういう方々の足の確保対策というのが求められてくるのではないかと思います。そういう点で、ぜひ町営バスとオンデマンドを組み合わせる方向でもう一度考えてみていただければというふうにお願いをしておきたいと思います。

それで、今もお話にあったんですが、高齢者に対する移動支援策ということについては、町でも福祉タクシーの事業をやっているわけです。しかし、これはまだ障害者手帳の保持者1級、2級と、療育手帳のAでしたか、これの保持者、それから低所得の高齢者ですか、こういう方を中心ということで、まだそういう意味では範囲が狭い。決算でも利用者数が障害者と高齢者合わせて300ちょっとぐらいでしたかね、そのぐらいだったと思うんですが、もう少し広範囲で、今松島町の高齢者というと大体5,000人近くもいるかと思うんですが、そういう人たちの中のもっと広い範囲で対象を広げていくということが私はあってもいいのではないかなというふうには思っております。改めてこういう時期に来て、そういう事業の拡充といえますか、そういうことは考えないのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 事前通知にありました中で、町外への通院とかこういったものもあるので、あとはどうしても高齢者の人数がふえてくるということであれば拡充ということはあるであろうというふうには思っていますが、今の段階で来年拡充するというふうなことで決めているわけではないです。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 早く拡充していただければそれはなおさらいいことではありますけれども、今のタクシー券というのは大体初乗り分ですよね、基本的にね。まとめて使えば使えるんでしょうけれども、基本的には初乗り分ということで、そんなにそんなに遠くまで行けないといえますか、全部合わせても大した距離にはならないと、こういう面もありますし、そういう点で現在利用されている方たちにとってもどこまで利用度がいいのかなというのはありますけれども、それでももう少し対象を広げることが私は必要なのではないかなというふうには思っています。特に障害者ですと1級、2級ですから、これをできれば3級まで広げるとか、そういうことや何かも考えていただければなというふうには思っています。高齢者の足確保ということで、そういうふうないろんなことが考えられるわけですので、これからの町の施策を考える中にそういう高齢者の足の確保策ということで、ひとつ町長の頭

の隅に入れていただいて気にかけていただければと、このように思っているわけでありませう。

3番目なんです、移動支援については先ほどもお話ししましたように町であるとかNPO、あるいは民間での福祉有償移動サービスということもあるわけでありませう。しかし、福祉有償サービスということになるとなかなか利用者の条件、こういうものがありまして、障害者であるとか要介護者といったようなことにどうも範囲が限定されてくるということが多いようなんです。そういう点では、もっとボランティア的にそういったことで困っている皆さんに、高齢者の移動を助けてあげたいという方々がいても、なかなかそういうことがつなげていかないと。当然タクシーや何かの皆さん方もいるわけですから、その辺の境目がなかなか難しいということではあると思うんですが、しかしそういう思いでいてもなかなか、本当に低料金で皆さんの手助けをしようと思ってもできないというところもどうもあるようなので、そういう点ではこういった法律のもうちょっと規制緩和もあつたらいいのかなというようなことも思うんですが、そういう点でそうした高齢者の移動支援のためにボランティア等で、ボランティアという少しも懐に入らないような、全然これ懐に入らないんだつたらまるっきりできるわけですよ。全くかかった費用だけということでは、これは誰でもできるんじゃないかと思うんですが、少しだけでもかかった費用プラス何%かというふうになると、これはもう多分できなくなるんだと思うんです。そういうことなので、その辺の緩和策というのがあつてもいいのではないかなと。私もまだまだ研究していないんですけれども、そういうことについて町長、執行部でも研究をさせていただいて、国に対してそういった緩和を求めていただけたらいいなというのが私の思いなんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 一般質問に当たつて事前の文書が来ますので、それをもとにして答弁を考える際に、当然ですけれども我々の中で今の施策はどうかと、今後どういふふうなことになるのかと、その際にこの質問についてはどういふふうにお答えするのかというふうなお話をしながら、またデータなんかを調べながらやっているんです。この項目については、運輸業者の資格の問題とかがきつとあるんだらうと。あと、じゃあボランティアで利益を取らなければいいのかというふうなことかなと思うんですけれども、問題は事故の際とか、今さら言うまでもないですかね、そういったことがあるので、この規定というルールがあるんであつたらうと。そうすると、そういうアクシデントに対する責任のとり方に対するところが固まらないと、きつとそういうボランティアの有償の運輸業というか輸送業というん

ですか、それが成立しないのかなというふうなところがありまして、とすると研究の対象としてはあり得るんでしょうけれども、実際に具体的な施策としてやるとすると、今やっている制度を悪いところがあればそれを直していくというふうなことのほうがハードルは低いのかなというふうな内部的な議論の決着はしたところです。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） なかなか難しい側面はあると私も思うんですが、要はそういう移動困難で困っている高齢者の皆さんがいると、そして片一方にはそういう高齢者の皆さんの思いに応えてあげたいと、こういう方々もいると。しかし、こういった法律の中でなかなかそういう思いがお互いに遂げられないと、こういう関係にあるわけなんですね。ですから、そういう意味では何かしらの規制の緩和があつてしかるべきではないのかなと、こういうふうに思ったものですから、その辺についてぜひ国のほうにそういうことは考えられないのかということで、声なども上げていただければという思いで質問をさせていただいたところでございます。

きょうはこの辺で終わりにしたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（櫻井公一君） 8番今野 章議員の一般質問が終わりました。

お諮りします。一般質問は継続中でございますが、本日の会議は以上をもって閉じたいと思います。

一般質問は19日に延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

本日の会議を終わります。延会します。

ご苦労さまでした。

午後2時55分 延 会